

「さいたま子ども・青少年のびのび希望(ゆめ)プラン」

進 行 管 理 表

【 その他事業 】

【様式2】その他事業

| 事業番号 | 事業名 | 事業概要及び目標 | 指標 | 単位 | 区分 | R1量の 見込み | R1確保 方策 (目標) | R1 量の 実績値 | R1 達成値 | R1 評価 | R1年度事業実施内容・ 成果及び評価 | 今後の課題 | 過年度評価 | | | | 計画期間(平成27年度～令和 元年度)における 事業実績の分析と評価 | 計画期 間にお ける総 合評価 | 所 管 |
|------|----------------|---|----------------------|----|----|-------------|--------------------|-----------------|-----------|----------|--|--|-----------|-----------|-----------|-----------|---|--------------------------|------------|
| | | | | | | | | | | | | | H27 評価 | H28 評価 | H29 評価 | H30 評価 | | | |
| 4 | 認定こども園 の普及 | 幼稚園が多い本市の特徴に鑑み、既存幼稚園による幼保連携型認定こども園への移行を中心に、幼稚園型認定こども園も含めた、既存幼稚園の受け入れ枠を活用しつつ保育の受け皿を拡大していく方向で認定こども園の普及を図ります。 | 認定こども園の2号認定・3号認定の定員数 | 人 | — | — | — | — | 653 | A | 既存認定こども園の定員変更を実施した結果、令和元年度末時点で653人分の定員を確保し、目標値を上回ったため、A評価としました。 また、令和3年度の定員増に向けて、学校法人に対する施設整備(2か年整備)への補助及び支援を実施しました。 | 令和2年4月1日時点において387人の保育所等利用待機児童が生じています。また、共働き世帯の増加や駅周辺や区画整理が完了した地域等における住宅建設などにより、今後も更なる保育需要の増加が見込まれます。 | A | A | A | A | 既存幼稚園から認定こども園への移行等による施設整備への補助及び支援を実施したほか、定員変更などにより、平成27年度から令和元年度の5か年で、定員を558人増やし、令和元年度末における目標値を上回る定員653人分を確保したため、A評価としました。 | A | のびのび安心子育て課 |
| 5 | 保幼小連携 推進事業 | さいたま市幼児教育推進のための有識者会議の専門部会として、市内の幼稚園・保育所等と小学校の関係職員による保幼小連携推進実務担当者会を設置し、有識者会議から示された事柄等について、現状や課題、具体的な解決策等を明らかにし、幼稚園・保育所等と小学校との連携を一層推進します。 | 事業の実施 | — | — | — | — | — | 実施 | A | 「さいたま市幼児教育推進協議会」(2回開催)及び「さいたま市幼児教育指針等策定部会」(全5回)において、有識者や関係団体等の意見を聴取しながら、本市の幼児教育が目指す方向性を示した「さいたま市幼児教育の指針」を策定しました。また、当該指針の概要版も10,000部作成し、市内保育者に配布しました。 さらに、「さいたま市幼児教育・保育人材育成方針」(暫定版)を作成し、キャリアステージに応じた研修体制の構築を図り、市内の私立幼稚園・保育所等へ配布しました。 | 「さいたま市幼児教育の指針」の周知方法や指針を軸とした事業展開を行い、幼児教育・保育の質の向上を図るための具体的な施策を講じていきます。 「さいたま市幼児教育・保育人材育成方針」を確立させ、それに基づいた研修等の実施による保育者の育成に努めます。 | A | A | A | A | 専門的知見を有する学識経験者をはじめ、各協会等との連携をとりながら、さいたま市における幼児教育・保育の質の向上への取組を充実させることができました。また、「さいたま市幼児教育の指針」の策定により、さいたま市の幼児教育が目指す方向性を示すことができました。 | A | 幼児政策課 |
| 6 | 公開保育研 究推進事業 | 幼稚園や保育所等で公開保育研修会を開催し、互いの保育を参観し合い、幼稚園・保育所等と小学校の交流を深めることにより、相互理解と資質の向上を図ります。 | 交流者合計人数 | 人 | — | — | — | — | 305 | A | 10区12園で公開保育研修会を開催し、延べ305名の保育者が参加しました。 各協会等と連携を取りながら、市内10区の開催が定着してきた中で、初めて児童発達支援センターでの公開が実現し、療育という視点での参観の機会を設けることができました。 | 見通しをもった公開園の確保が課題です。公立保育所と私立園が区ごとに隔年で実施できるような体制を築くなど、区ごとに互いの保育を見合える環境を整え、私立園の実施希望園を増やしていく必要があります。 | A | A | A | A | 見通しを立てて各年ごとの実施園を設定してきたので、事業を計画的に進めることができました。構成を工夫した実施報告書を私立幼稚園・保育所等へ配布し、事業の周知に努めたことも効果的であったと考えます。 | A | 幼児政策課 |

【様式2】その他事業

| 事業番号 | 事業名 | 事業概要及び目標 | 指標 | 単位 | 区分 | R1量の 見込み | R1確保 方策 (目標) | R1 量の 実績値 | R1 達成値 | R1 評価 | R1年度事業実施内容・ 成果及び評価 | 今後の課題 | 過年度評価 | | | | 計画期間(平成27年度～令和 元年度)における 事業実績の分析と評価 | 計画期 間にお ける総 合評価 | 所 管 |
|------|------------------------|--|---|----|----|-------------|--------------------|-----------------|-----------|----------|--|---|-----------|-----------|-----------|-----------|---|--------------------------|--------------------------------|
| | | | | | | | | | | | | | H27 評価 | H28 評価 | H29 評価 | H30 評価 | | | |
| 7 | 保育者小学校等体験研修事業 | 幼稚園・保育所等の保育者が、小学校や特別支援学校の授業を参観・体験し、小学校等の教員との交流を深めることにより、相互理解と資質向上を図ります。 | 交流者 合計人 数 | 人 | — | — | — | — | 280 | A | 保育者小学校等体験研修を実施し、131園から2日間にわたり延べ280名の保育者が参加しました。 保育者にとって、小学校教員と交流し相互理解を深めることや、この研修で得たことを子どもの援助や指導に活用しようとする意識の高まりがみられた(事後アンケート該当項目77%)ことから、本事業の効果があったものと考えます。 | これまでは、小学校1学年での受け入れが多かったが、今後は、各校の特別支援学級、特別支援学校での実施など、様々な実施方法の検討も視野に入れる必要があると考えます。 | B | A | A | A | 教育委員会と連携し、小学校の受入について協力体制を築きました。また、特別支援学級への希望も増えてきていることから、さらに受け入れ体制について協力を求めてきました。 毎年、新たに参加される保育者がいることから、本事業の継続的な取組は今後も必要であると考えます。 | A | 幼児政 策課 |
| 8 | 幼稚園・保育所等と小学校の連携 | 小学校教諭が、保育所保育士や幼稚園教諭と情報交換や保育参観をすることにより、保育所・幼稚園の教育内容について理解を深め、幼児教育と小学校教育との円滑な接続を図ります。 | 事業の 実施 | — | — | — | — | — | 104 | A | 令和元年度「保幼小連携のための保育参観研修」に、さいたま市立小学校全校から各1名以上の教員が参加したのでA評価としました。 | 平成30年4月より幼稚園教育要領が全面実施となり、幼児教育と小学校教育の連携を深めることがさらに求められています。本事業の充実を図るためには、研修生の受入を協力していただける私立幼稚園、私立保育所等を増やす必要があります。そのために、研修会等で周知、啓発を行ってまいります。 | A | A | A | A | 「保幼小連携のための保育参観研修」について、毎年各1名以上、さいたま市立小学校全校の教員が参加し、保育園、幼稚園の教育内容について深めることができたためA評価としました。 | A | 指導1 課 |
| 22 | 多様な事業者の能力を活用した施設の設置・運営 | 「待機児童解消加速化プラン」に基づく保育の受け皿の確保や、住民ニーズに沿った多様なサービスの提供を進めていく中で、多様な事業者(株式会社、NPO法人など)の能力を活用した施設の設置や運営を促進します。 | 社会福 祉法人 以外の 法人の 参入を促 進 | — | — | — | — | — | 実施 | A | 令和元年度に整備を行った保育施設21か所(認可保育所、小規模保育事業所の合計施設数)の運営主体は、社会福祉法人が9か所、株式会社・有限会社が12か所となり、社会福祉法人以外の事業者の参入が進んでいるため、A評価としました。 | 保育の質や事業の持続性を確保する必要があるため、認可保育施設の整備事業に当たっては、法人種別による制限を行わないものの、財政状況や保育事業の運営実績による厳正な審査を行う必要があります。 | A | A | A | A | 平成27年度から令和元年度における認可保育施設等の整備では、毎年度社会福祉法人以外の法人の参入があり、多様な事業者の能力を活用した保育の受け皿の確保・サービス提供が促進できたため、A評価としました。 | A | のびの び安心 子育て 課 |
| 23 | (仮称)さいたま市子ども総合センター整備事業 | 子ども・家庭をとりまく課題に総合的に取り組み、子ども・家庭、地域の子育て機能を総合的に支援する、さいたま市らしさを生かした中核施設として、(仮称)さいたま市子ども総合センターを整備するため、平成27年度から建設工事を行い、平成30年4月1日に全館開設を予定しています。 | (仮称)さい たま市 子ども 総合セ ンター の開 設 | — | — | — | — | — | 運営 | A | 子ども家庭総合センターを平成30年4月1日にフルオープンし、「ぱれっとひろば」等の遊びや交流の場となる市民コンタクトスクエアや屋外の常設のプレイパークである「冒険はらっぱ」の運営を行い、「なんでも子ども相談窓口」等で様々な相談に対応するとともに、専門相談機関と連携した支援を行ったため、A評価としました。 | — | A | A | A | A | 当初の予定どおり、平成30年4月1日に全館開館することができました。また、来館者数も、平成30年度から令和元年度にかけて増加しております。今後も、子ども・家庭をとりまく課題に総合的に取り組み、子ども・家庭、地域の子育て機能を総合的に支援するため、子ども家庭総合センターの管理運営を適切に行ってまいります。 ・平成30年度来館者数 207,938人 ・令和元年度来館者数 219,148人 | A | 子ども 家庭総 合セン ター総 務課 |

【様式2】その他事業

| 事業番号 | 事業名 | 事業概要及び目標 | 指標 | 単位 | 区分 | R1量の 見込み | R1確保 方策 (目標) | R1 量の 実績値 | R1 達成値 | R1 評価 | R1年度事業実施内容・ 成果及び評価 | 今後の課題 | 過年度評価 | | | | 計画期間(平成27年度～令和 元年度)における 事業実績の分析と評価 | 計画期 間にお ける総 合評価 | 所 管 |
|------|--------------|--|--------------------|-------|----|-------------|--------------------|-----------------|-----------|----------|--|--|-----------|-----------|-----------|-----------|---|--------------------------|---------|
| | | | | | | | | | | | | | H27 評価 | H28 評価 | H29 評価 | H30 評価 | | | |
| 26 | 保育コーディネーター事業 | 各区役所支援課に保育現場に長年携わった公立保育園長経験者である保育コーディネーターを配置し、保育施設等に通われているお子さんの保護者や保育施設等に対する相談支援を行い、地域における保育施設の質の向上を図ります。 また、必要に応じて保育施設等に中立的な立場から専門的な助言を行い、お子さんが安心して保育所等に通えるよう利用者支援を行います。 | 保育コーディネーターの人数 | 人 | — | — | — | — | 10 | A | 平成30年度から引き続き、全区に配置することができたことから、A評価としました。 | 保育コーディネーターによる市内の特定教育・保育施設及び特定地域型保育施設、市認定保育施設、認可外保育施設等に対する相談支援を行い、保育内容や保育環境等の保育の質の向上を図っていますが、より効果的、専門的な助言が行えるよう、各区コーディネーター間での情報共有、相互連携を強化していく必要があります。 | B | A | A | A | 平成28年以降保育コーディネーターの全区配置を維持することができ、保育施設等に通われているお子さんの保護者や保育施設等に対する相談支援を行うことができました。 | A | 保育課 |
| 28 | 出産前教室事業 | 初産の妊婦とその夫等を対象に、母体の健康の保持・増進、育児知識の習得、妊娠中の交流の場の提供など、妊娠・出産・育児に関する情報を提供し、協力して育児に取り組むことができるよう、講義や実習を行います。 | 出産前教室のアンケートにおける満足度 | 割合(%) | — | — | — | — | 98.1 | A | 各区の実情に沿った内容・実施方法で運営しました。新型コロナウイルス感染拡大防止に配慮し、2月以降は事業運営を中止しましたが、個別相談に応じたり、資料送付等で妊娠・育児に関する知識普及に努めました。 開催分の事業後アンケートでは、「役に立った」「理解できた」と回答を得られた割合が目標値を超えたため、A評価としました。 成果 10区 172回、実人数 4593人、延人数 4917人 | 新型コロナウイルス感染拡大防止に配慮した事業の運営について各区で検討します。 各区の状況に応じて開催できるように、これまでの申込み・参加状況等を踏まえて、実施回数や定員、講義内容等を検討していきます。また、市報や事業案内、ホームページ等を通して周知を継続していく必要があります。 | A | A | A | A | 初産婦の数、出生数、医療機関での出産前教室などの実施内容・状況をもとに、各区で開催回数や内容を検討して実施しました。 事業後アンケートでは「役に立った」「理解できた」と回答が得られた割合が、目標値を超えたため、A評価としました。 | A | 地域保健支援課 |

【様式2】その他事業

| 事業番号 | 事業名 | 事業概要及び目標 | 指標 | 単位 | 区分 | R1量の 見込み | R1確保 方策 (目標) | R1 量の 実績値 | R1 達成値 | R1 評価 | R1年度事業実施内容・ 成果及び評価 | 今後の課題 | 過年度評価 | | | | 計画期間(平成27年度～令和 元年度)における 事業実績の分析と評価 | 計画期 間にお ける総 合評価 | 所 管 |
|------|---------------|--|----------------------------------|----|----|-------------|--------------------|-----------------|------------------------------|----------------|--|--|------------------------|------------------------|------------------------|------------------------|---|--------------------------|-----------------|
| | | | | | | | | | | | | | H27 評価 | H28 評価 | H29 評価 | H30 評価 | | | |
| 31 | 乳幼児健康 診査事業 | 乳幼児の育児支援及び疾病等の早期発見のため、各種健康診査を実施します。また、乳幼児健康診査後の保健指導や、未受診フォローを行います。 | 受診率 (各健康 診査受 診率の 平均) | % | — | — | — | — | (乳健) 95.5 (歯科) 82.9 | (乳健)A (歯科)A | 令和元年度の目標としていた乳幼児健康診査受診率92.8%及び幼児歯科健康診査受診率73.0%を超えたため、A評価としました。 各種乳幼児健康診査の中で比較的受診率の低い3歳児健康診査及び幼児歯科健康診査については健康診査期間終了2か月前の時点で未受診児に対して、再度個別にはがきを送付し、受診勧奨を行いました。 受診期間を過ぎて未受診であった児のフォロー(いわゆる未受診フォロー)については、アンケート送付や、訪問・電話などで状況を確認しています。訪問等で状況を確認しても居住実態が把握できていない児については、虐待のリスクも含めて検討し、フォローを行っています。 | 4か月児、10か月児、3歳児の受診率については、伸びが見られます。1歳6か月児、3歳児歯科健康診査の受診率については、更なる伸びを期待できる状況にあります。未受診理由では「忘れていた・忙しかった」が最も多くなっており、個別の受診はがき送付や市報や医療機関・保育園等でのポスター掲示に加えて、3歳児健康診査・3歳児歯科健康診査のポスターを作成し、市内の民間企業とも連携した啓発を行います。 未受診フォローについては、虐待のリスクを検討するとともに、各関係機関と連携を図りながら対応をしていきます。 | (乳健) A (歯科) A | (乳健) A (歯科) A | (乳健) A (歯科) A | (乳健) A (歯科) A | 乳幼児健康診査、幼児歯科健康診査ともに、計画期間中は常に目標値を達成することができました。また、受診率は大きく下がることなく維持・向上傾向となっており、課題に応じた受診率向上対策を継続して実施してきたことが結果に表れているものと考えます。 | A | 地域保 健支援 課 |
| 32 | 育児相談事 業 | 子どもの発育・発達を促し、保護者の不安の軽減を図るため、適切な保健指導を行います。 | 事業の 実施 | — | — | — | — | — | 実施 | A | 育児相談事業について、各区の現状や利用者の利便性にあわせて実施したため、A評価としました。また、事業実施後は、ミーティングを行い、支援を必要とする母子のきめ細やかな支援につなげました。 また、一部、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から集団で実施する育児相談は中止としましたが、電話での相談や感染症対策を講じた上での個別対応をすることで子どもの発育発達を確認し、保護者の不安軽減を図りました。 | 各区の現状や参加者のニーズを踏まえた事業の実施を検討します。 | A | A | A | A | 各区の現状に合わせ、相談者のニーズに沿った事業実施をしてきたため、A評価としました。 | A | 地域保 健支援 課 |

【様式2】その他事業

| 事業番号 | 事業名 | 事業概要及び目標 | 指標 | 単位 | 区分 | R1量の 見込み | R1確保 方策 (目標) | R1 量の 実績値 | R1 達成値 | R1 評価 | R1年度事業実施内容・ 成果及び評価 | 今後の課題 | 過年度評価 | | | | 計画期間(平成27年度～令和 元年度)における 事業実績の分析と評価 | 計画期 間にお ける総 合評価 | 所 管 |
|------|-----------------------|---|---------------------|----|----|-------------|--------------------|-----------------|-----------|----------|---|--|-----------|-----------|-----------|-----------|--|--------------------------|------------------|
| | | | | | | | | | | | | | H27 評価 | H28 評価 | H29 評価 | H30 評価 | | | |
| 33 | 子育て支援 医療費助成 事業 | 少子化問題への対策及び 子育て家庭の経済的負担の 軽減という観点から、乳幼 児・児童の健やかな育成を 図り、次代を担う子どもたち を安心して生み育てることの できる環境づくりの推進に資 するため、乳幼児・児童にか かる健康保険各法に規定す る保険診療一部負担金を助 成します。 | 受給資 格登録 率 | % | — | — | — | — | 99.5 | A | 0歳から中学校卒業前ま での乳幼児・児童に対し、医療 費の一部負担金等の助成を 行います。併せて登録申請 漏れがないよう、機会を捉え て制度案内を実施しました。 令和元年度の目標である、 対象者の受給資格登録率 97%以上について、目標ど おり事業を進めることができ ました。 | 年々、一人あたりの医療費 が増大していることから、 ジェネリック医薬品の使用促 進と合わせて適正受診の啓 発を行っていくことが課題で す。 | A | A | A | A | 計画期間(平成27年度～ 令和元年度)中の全ての年 度において目標である、対 象者の受給資格登録率97% 以上を達成することができま した。また、登録申請漏れが ないよう継続して制度案内を 実施することで、達成値につ いても一度も前年を下回るこ となく良好な事業実績を挙げ ることができたため、総合評 価をAとしました。 | A | 年金医 療課 |
| 34 | さいたま子育 てWEB事業 | 子育てに関する情報を一 元的に把握し、発信していく ことを目的として、子育てに 関する制度をはじめ、地域 活動情報、育児サークル、イ ベントなどの様々な情報の 提供や、メールによる育児 相談、市民からの書き込み 掲示板などの利用者参加型 のメニューを組み込んだWe bサイトを構築、運営します。 | アクセス 件数 | 件 | — | — | — | — | 1,227,412 | A | 子育てに関する制度をはじ め、地域活動情報、育児 サークル、イベントなどの 様々な情報の提供や、メー ルによる育児相談、市民か らの書き込み掲示板などの 利用者参加型のメニューを 組み込んだWebサイトを管 理・運営し、アクセス件数が 1,227,412件と目標値を上 回ったため、A評価としまし た。 | 市民が必要とする最新の 情報を提供できるよう管理・ 運営を行うほか、子育て情 報誌やSNS等への掲載等に より認知度向上に努めます。 また、子育てを取り巻く環境 は日々変化しているため、子 育て家庭のニーズに答える コンテンツ内容となるよう、委 託事業者と調整する必要が あります。 | B | A | A | A | 子育てに関する制度をはじ め、地域活動情報、育児 サークル、イベントなどの 様々な情報の提供や、メー ルによる育児相談、市民か らの書き込み掲示板などの 利用者参加型のメニューを 組み込んだWebサイトの管 理・運営を行い、さいたま市 で子育てをしている方に、情 報を収集するためのツール を提供することができまし た。 | A | 子育て 支援政 策課 |
| 35 | 子育て支援 ネットワーク 事業 | 様々な情報や支援策を保 護者や子どもたちが効果 的・効率的に活用できる環 境整備、家庭や地域におけ る育児力の向上とよりよい 子育て・子育て環境の整備 を進めるため、子育て支援 ネットワーク会議を開催しま す。 | 区のネット ワーク 設置数 | 区 | — | — | — | — | 8 | B | 市の子育て支援ネットワ ーク会議については、新型コ ロナウイルス感染症対策のた め、関係機関が一堂に会す る会議の開催は見送りました が、メール会議に変更し情 報共有を図りました。 区の子育て支援ネットワ ークについては、各区の子育 てマップ作成に係る打合せと 連動して設置を促しましたが 、設置率が80%だったた め、B評価としました。 | 区の子育て支援ネットワ ーク未設置の区については、 地域の特性を生かしたネット ワークの仕組みを構築する などの働きかけが必要です。 | B | B | B | B | 市の子育て支援ネットワ ークについては、毎年会議を開 催し、関係機関との情報共 有、連携の強化が図られま したが、区の子育て支援ネッ トワークについては、未設置 区への設置が進まなかった ため、引き続き、設置に向け た働きかけが必要です。 | B | 子育て 支援政 策課 |
| 36 | 子育て応援 ブック事業 | 市内の子育てに関する情 報を一元的に把握し、発信 していくことを目的として、市 内の官民の子育て支援情報 を集約し掲載した「子育て 応援ブック」を発行します。ま た、「子育て応援ブック」から 抜粋した子育て情報などを 盛り込んだ「子育て応援ブッ ク外国語版」を作成します。 | 発行部 数 | 冊 | — | — | — | — | 59,000 | A | 子育て中の方やこれから 子育てをする方を対象に子 育て応援ブックを50,000冊、 子育て応援ブック外国語版 を9,000冊をそれぞれ発行 し、目標通りの冊数を市内公 共施設で配布したため、A評 価としました。 | 子育て中及びこれから子 育てをする方のために必要 な情報を集約し、紙面の構 成を検討するなど、より分か りやすく利用しやすい情報の 提供に努めます。 また、子育て応援ブックを 官民協働発行事業として作 成する事業者を公募により 募集していますが、より多 くの事業者が応募でき、より 良い冊子を作成できるよう、条 件等を見直すことが必要で す。 | A | A | A | A | 子育て応援ブックは、官民 協働の事業として全額広告 費で作成費用を賄い発行し てきました。妊娠届受理時 や、小学生以下のお子さん がいる家庭が転入してきた 場合には必ず配布し、希望 者には窓口で手に取ってい ただく等、さいたま市で子育 てをする方のために必要な 情報を提供することができま した。 | A | 子育て 支援政 策課 |

【様式2】その他事業

| 事業番号 | 事業名 | 事業概要及び目標 | 指標 | 単位 | 区分 | R1量の 見込み | R1確保 方策 (目標) | R1 量の 実績値 | R1 達成値 | R1 評価 | R1年度事業実施内容・ 成果及び評価 | 今後の課題 | 過年度評価 | | | | 計画期間(平成27年度～令和 元年度)における 事業実績の分析と評価 | 計画期 間にお ける総 合評価 | 所 管 |
|------|----------------------------|---|----------------|----|----|-------------|--------------------|-----------------|-----------|----------|--|---|-----------|-----------|-----------|-----------|---|--------------------------|----------|
| | | | | | | | | | | | | | H27 評価 | H28 評価 | H29 評価 | H30 評価 | | | |
| 37 | 子育てきっかけ応援ブック事業 | 市内の子育てに関する情報を一元的に把握し、発信していくことを目的として、地域の子育て関連施設・子育てサークル情報などを取りまとめた「子育てきっかけ応援ブック」を作成します。 | 発行部数 | 冊 | — | — | — | — | 30,000 | B | 「子育てきっかけ応援ブック」は「子育て応援ブック」と名称が似ており、2冊の違いが分かりにくかったため「あそび場ガイドブック」に名称変更しました。 各種施設やサークル・団体情報を掲載することにより、子育てに不安を持つ方の助けとなり、また、地域の子育て支援が推進できるよう、ハローエンゼル訪問・産婦新生児訪問等での配布に必要な部数を精査したうえで30,000冊を発行したため、B評価としました。 | 子育て中及びこれから子育てをする方のために必要な情報を集約し、より分かりやすく利用しやすい情報の提供に努めます。 また、より多くの方に手に取っていただけるよう、SNS等を活用するなど、広報内容を充実させる必要があります。 | B | B | B | B | 各種施設やサークル・団体を掲載・紹介することにより、子育てに不安を持つ方の助けとなる冊子を発行し、地域の子育て支援の推進を図りました。また、市内で子育て支援を行うサークル等の団体にも、情報を発信するためのツールを提供することができました。 | B | 子育て支援政策課 |
| 38 | ブックスタート事業 | 赤ちゃんと保護者が絵本を通じて楽しいひと時をもち、親子の絆を深め「心の通い合う人間関係」を創造する一助とするため、各区に1か所設置している単独型子育て支援センターにおいて、開館時間中随時、絵本の配布を行います。 | ブックスタートバック引換件数 | 件 | — | — | — | — | 6,226 | A | 対象者に4か月、10か月健康診査のお知らせと一緒に案内文を送付するとともに、市ホームページ、さいたま子育てWEB等での周知に努めたことで、引換者数が6,226人となり、目標値を大幅に上回ることができたため、A評価としました。 | より多くの家庭に当事業に参加してもらうため、引き続き対象家庭に周知する必要があります。 | A | A | A | A | 絵本の配布とともに読み聞かせ片や本の選び方のアドバイスを行いました。 事業の周知に努めたことで、計画期間における目標値を全て達成することができたため、A評価としました。 | A | 子育て支援政策課 |
| 39-1 | 仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)推進事業 | 仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)推進のため、市民・企業等に対し、仕事と生活の調和に関する情報・関係法令等の提供・啓発や、講座の開催、表彰制度の実施、入札制度における優遇措置等を行います。 | 事業の実施 | — | — | — | — | — | 実施 | A | ワーク・ライフ・バランスを推進するため、「父子手帖」を増刷(15,000冊)し、市内公共施設等で配布しました。 | ワーク・ライフ・バランスの推進に向けて、必要に応じて「父子手帖」の掲載内容を更新し、発行します。 | A | A | A | A | 計画期間中、「父子手帖」を発行し、市内公共施設等で配布することができたので、A評価としました。 | A | 子育て支援政策課 |

【様式2】その他事業

| 事業番号 | 事業名 | 事業概要及び目標 | 指標 | 単位 | 区分 | R1量の 見込み | R1確保 方策 (目標) | R1 量の 実績値 | R1 達成値 | R1 評価 | R1年度事業実施内容・ 成果及び評価 | 今後の課題 | 過年度評価 | | | | 計画期間(平成27年度～令和 元年度)における 事業実績の分析と評価 | 計画期 間にお ける総 合評価 | 所 管 |
|------|---------------------------------------|---|-----------|----|----|-------------|--------------------|-----------------|-----------|----------|--|--|-----------|-----------|-----------|-----------|---|--------------------------|--------------|
| | | | | | | | | | | | | | H27 評価 | H28 評価 | H29 評価 | H30 評価 | | | |
| 39-2 | 仕事と生活の 調和(ワーク ライフ・バラ ンス)推進事業 | 仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)推進のため、市民・企業等に対し、仕事と生活の調和に関する情報・関係法令等の提供・啓発や、講座の開催、表彰制度の実施、入札制度における優遇措置等を行います。 | 事業の 実施 | — | — | — | — | — | 実施 | A | ワーク・ライフ・バランスなど、男女がともに働きやすい職場づくりに向けて、積極的に取り組んでいる事業者を「さいたま市男女共同参画推進事業者」として3事業者表彰し、市HPや男女共同参画社会情報誌「You&Me～夢～」令和2年3月号において広く市民・事業者へ周知しました。また、男女共同参画推進センターにおいて、仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)に関する以下の講座を実施しました。講座参加者アンケートにおいて、ワーク・ライフ・バランスの必要性を意識したと回答した受講者の割合は97.6%であったことからA評価としました。 ・幼児を持つ母親のための講座「わたし、本当はどうしたい?～”もやっと・ざわっと”を気づきに変える!～」令和元年9月24日、10月1日、8日、15日、23日(全5回)対象:女性 参加者数:延114名 ・ワーク・ライフ・バランス出前講座 令和元年9月9日 対象:株式会社 日本政策金融公庫 参加者数:47名 令和元年11月7日 対象:財務省関東財務局 参加者数:115名 | 事業を通して引き続き、ワークライフ・バランスの促進のため、長時間労働の削減や労働生産性の向上など働き方改革を進めることや、男性の育児休業の取得促進、ライフスタイルに対応した多様で柔軟な働き方の導入の重要性等について周知、啓発を行っていく必要があります。 | B | B | A | A | ワーク・ライフ・バランスなど、男女がともに働きやすい職場づくりに向けて、積極的に取り組んでいる事業者を表彰し、その取組を周知することや、ワークライフ・バランスに関連する講座を継続して実施することにより、ワークライフ・バランスの必要性等について啓発を行うことができました。 | A | 人権政策・男女共同参画課 |

【様式2】その他事業

| 事業番号 | 事業名 | 事業概要及び目標 | 指標 | 単位 | 区分 | R1量の 見込み | R1確保 方策 (目標) | R1 量の 実績値 | R1 達成値 | R1 評価 | R1年度事業実施内容・ 成果及び評価 | 今後の課題 | 過年度評価 | | | | 計画期間(平成27年度～令和 元年度)における 事業実績の分析と評価 | 計画期 間にお ける総 合評価 | 所 管 |
|------|---------------------------------------|---|-----------|----|----|-------------|--------------------|-----------------|-----------|----------|---|--|-----------|-----------|-----------|-----------|--|--------------------------|-------|
| | | | | | | | | | | | | | H27 評価 | H28 評価 | H29 評価 | H30 評価 | | | |
| 39-3 | 仕事と生活の 調和(ワーク ライフ・バラン ス)推進事業 | 仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)推進のため、市民・企業等に対し、仕事と生活の調和に関する情報・関係法令等の提供・啓発や、講座の開催、表彰制度の実施、入札制度における優遇措置等を行います。 | 事業の 実施 | — | — | — | — | — | 実施 | A | 平成31・32年度建設工事競争入札参加資格審査の等級区分において、市内に本店を有する企業のうち、次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画を策定し、第12条の規定による届出を労働局に提出した場合、若しくは、同法第15条の2の規定による認定を受けている場合、又は、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく一般事業主行動計画を策定し、第8条の規定による届出を労働局へ提出した場合において、発注者別評価点として10点を各々加点しました。 また、総合評価方式で入札する案件について、次世代育成支援対策推進法第12条第1項若しくは第4項に基づく一般事業主行動計画の届出がある、又は、第15条の2に規定による認定を受けている入札参加者に対し、評価点に2.0点を加点しました。 以上のことから、A評価としました。 | 令和2年6月1日に女性の職業生活における活躍の推進に関する法律が改正され、新たな認定制度が創設されたことを踏まえ、当該認定企業への加点評価について検討が必要となります。 | A | A | A | A | 入札制度における優遇措置を実施することにより、次世代育成支援対策推進法及び女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく一般事業主行動計画の策定を企業等に促し、仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の推進を図ることができました。 | A | 契約課 |
| 39-4 | 仕事と生活の 調和(ワーク ライフ・バラン ス)推進事業 | 仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)推進のため、市民・企業等に対し、仕事と生活の調和に関する情報・関係法令等の提供・啓発や、講座の開催、表彰制度の実施、入札制度における優遇措置等を行います。 | 事業の 実施 | — | — | — | — | — | 実施 | A | CSRチェックリストの公表及び配布を通じて、企業やCSR関係者に対しワーク・ライフ・バランスに関する意識啓発を行ったので、A評価としました。 | ワーク・ライフ・バランスの意識啓発に向けて、CSRチェックリストの更なる普及が必要なため、中小企業及び関係団体にCSRチェックリストを配布する等、PRを継続的に実施します。 | A | A | A | A | 企業やCSR関係者に対するワーク・ライフ・バランスの意識啓発を目的に、CSRチェックリストの公表及び市内企業等への配布によるPRを継続的に実施し、目標を達成しました。 | A | 経済政策課 |
| 39-5 | 仕事と生活の 調和(ワーク ライフ・バラン ス)推進事業 | 仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)推進のため、市民・企業等に対し、仕事と生活の調和に関する情報・関係法令等の提供・啓発や、講座の開催、表彰制度の実施、入札制度における優遇措置等を行います。 | 事業の 実施 | — | — | — | — | — | 実施 | A | 「働く人の支援講座」労務実務ステップアップコースにおいて、ワーク・ライフ・バランス推進に資する、以下の講座を実施したため、A評価としました。 ・「働き方改革の取り組みポイント」35名受講 | ワーク・ライフ・バランスを推進するためには、働き方や職場環境の改善に関する企業全体の理解や意識改革が重要であり、そのためには、勤労者だけでなく、企業の労務担当者・管理職・経営者向けの講座を継続的に実施する必要があります。 | A | A | A | A | 平成27年度から令和元年度にかけて「働く人の支援講座」の中で、勤労者や、企業の労務担当者・管理職・経営者を対象としたワーク・ライフ・バランスの推進に資する講座を実施しました。計画期間の年度別評価が継続して目標を達成し、年度別評価もそれぞれAであるため、総合評価もAとしました。 | A | 労働政策課 |

【様式2】その他事業

| 事業番号 | 事業名 | 事業概要及び目標 | 指標 | 単位 | 区分 | R1量の 見込み | R1確保 方策 (目標) | R1 量の 実績値 | R1 達成値 | R1 評価 | R1年度事業実施内容・ 成果及び評価 | 今後の課題 | 過年度評価 | | | | 計画期間(平成27年度～令和 元年度)における 事業実績の分析と評価 | 計画期 間にお ける総 合評価 | 所 管 |
|------|------------------------------------|---|-------------------------|----|----|-------------|--------------------|-----------------|-----------|----------|--|--|-----------|-----------|-----------|-----------|---|--------------------------|--------------------------------|
| | | | | | | | | | | | | | H27 評価 | H28 評価 | H29 評価 | H30 評価 | | | |
| 40 | 要保護児童 対策地域協 議会事業 | 虐待を受けた子どもをはじめとする、保護を要する子どもの情報交換や、支援を行うための協議を行う要保護児童対策地域協議会を充実させ、関係機関の連携強化を図り、虐待の早期発見、早期対応、地域でのケアを適切に行うとともに、家族再統合を円滑に図るための体制を整えます。 | 代表者 会議開 催回数 | 回 | — | — | — | — | 1 | A | 令和元年度においては、8月に1回代表者会議を開催し、平成30年度の取組内容及び令和元年度の事業計画についての審議、さいたま市における児童虐待の概要についての報告等を行いました。 | 児童虐待をはじめとする要保護児童の諸問題について、早期発見・早期対応を図る必要があるため、関係諸機関との連携の強化を一層進めるとともに、必要な体制の整備を図り、虐待の予防から早期発見・早期対応、地域での適切なケアに努めていく必要があります。 | A | A | A | A | 全国的に児童虐待件数は増加傾向にありますが、関係諸機関との連携の強化を一層進めるとともに、必要な体制の整備を図り、虐待の予防から早期発見・早期対応、地域での適切なケアに努めることができました。 | A | 子ども 家庭総 合セン ター総 務課 |
| 41 | 家庭児童相 談事業 | 子どものしつけや生活習慣、学校生活、非行などに関する相談を相談員が受け付け、子育てに関する不安を解消します。 | 相談件 数 | 件 | — | — | — | — | 11,885 | A | 家庭における子どものしつけや性格、生活習慣、言語、発達、学校生活、非行、児童虐待等の相談の受付を実施し、相談件数が11,885件と平成30年度より増加したため、A評価としました。 | 家庭児童相談員が、受け付けた相談に適切に対応し子育てに関する不安を解消するためには、高度な専門知識を得るとともに、多くの経験を積むことが必要となります。 | A | A | A | A | 平成27年度から令和元年度にかけて、年々相談受付件数が増加し、広く、家庭児童相談全般にかかる相談を受け付けることが出来ました。 | A | 子ども 家庭総 合セン ター総 務課 |
| 42 | 児童相談所 における支援 | 増加する児童虐待相談等への迅速かつ適切な対応を確保するため、関係機関と連携を深め、専門性を高めるための職員の育成を行い、あらゆる児童相談に対応できる体制を推進します。 | アッセ メント 研修 の回数 | 回 | — | — | — | — | 9 | A | 職員の相談技術や虐待対応の専門性向上のため、外部から講師を招き、当所が積極的に取り入れているケースワークの技法である、サインズオブセーフティに基づいたアセスメント研修を年9回開催しました。 * 平成29年度までは年10回開催していましたが、平成30年度から1回を別研修に組み込んだため、9回開催となりました。 | 増加の一途をたどり、複雑化する児童虐待に対応するため、専門性を高い職員の育成を行う必要があります。 | A | A | A | A | 平成27年度から令和元年度にかけて、増加の一途をたどり、複雑化する児童虐待に対応するため、児童福祉司の増員を行いました。職員に対し、当所が積極的に取り入れているケースワークの技法である、サインズオブセーフティに基づいたアセスメント研修を実施することにより、専門性を高い職員の育成を行えたため、A評価としました。 | A | 北部・南 部児童 相談所 |
| 43 | 虐待の発生 予防・援助に おける職員の 能力の向上 | 急増する児童虐待相談に対応するため、児童相談所の職員の専門性を強化するとともに、各区支援課等を交えた研修の充実を進めるほか、地域の主任児童委員等を対象にした研修を実施し、虐待予防の充実を図ります。 | 研修の 実施回 数 | 回 | — | — | — | — | 16 | A | 民生委員児童委員および主任児童委員に対し、児童相談所の地区担当職員との連携や民生委員と主任児童委員の役割・課題等についての座談会を各区年1回の合計10回開催しました。また、各区支援課、家庭児童相談員および保健センター職員を対象に児童相談所における虐待対応や連携についての研修を年6回開催しました。 これにより、問題を抱えた家族が生活する、より身近な各関係機関との情報共有や連携を図りました。 | 相談者にとって身近な存在である地域の機関との連携は重要であり、地域の機関が適切な対応ができるよう、専門的な研修を実施することにより、連携強化します。 | A | A | A | A | 民生委員児童委員および主任児童委員に対し、児童相談所の地区担当職員との連携や民生委員と主任児童委員の役割・課題等についての座談会を、また、各区支援課、家庭児童相談員および保健センター職員を対象に児童相談所における虐待対応や連携についての研修を実施することにより、問題を抱えた家族が生活する、より身近な各関係機関との情報共有や連携を図ることができたため、A評価としました。 | A | 北部・南 部児童 相談所 |

【様式2】その他事業

| 事業番号 | 事業名 | 事業概要及び目標 | 指標 | 単位 | 区分 | R1量の 見込み | R1確保 方策 (目標) | R1 量の 実績値 | R1 達成値 | R1 評価 | R1年度事業実施内容・ 成果及び評価 | 今後の課題 | 過年度評価 | | | | 計画期間(平成27年度～令和 元年度)における 事業実績の分析と評価 | 計画期 間にお ける総 合評価 | 所 管 |
|------|--------------------|---|--------------------|----|----|-------------|--------------------|-----------------|-----------|----------|--|--|-----------|-----------|-----------|-----------|--|--------------------------|----------------|
| | | | | | | | | | | | | | H27 評価 | H28 評価 | H29 評価 | H30 評価 | | | |
| 44 | 児童虐待防止啓発事業 | オレンジリボンキャンペーンの実施などにより、虐待防止の啓発を図り、児童虐待のない社会づくりを推進します。 | オレンジリボンキャンペーンの実施回数 | 回 | — | — | — | — | 2 | A | オレンジリボンキャンペーンについて、厚生労働省が定める11月だけではなく、市独自に5月にもオレンジリボンキャンペーンを実施したため、A評価としました。 | 虐待を防止し子どもの権利を守るため、できるだけ多くの方の意識の向上を図り、啓発を行っていく必要があります。虐待防止やオレンジリボンについての認知度は上がってきているとはいえ、市民一人ひとりには、完全に認識されているとまでは言えないと考えています。このため、啓発活動の内容について模索しながら、効果的なPR方法を検討していきます。 | A | A | A | A | 年間2回のオレンジリボンキャンペーンにおいて、市報や市ホームページへの記事の掲載、市区役所等への横断幕・懸垂幕の掲出及び区役所の窓口や図書館・公民館へのポスターの掲出等により、児童虐待防止の啓発に努め、児童虐待が児童に及ぼす影響や虐待通告窓口等について周知を図ることができました。 | A | 子ども家庭総合センター総務課 |
| 47 | 24時間・365日体制強化事業 | 児童虐待の早期発見と早期対応を強化するとともに、48時間以内の児童の安全確認を実施していくため、24時間児童虐待通告電話による夜間休日を問わずいつでも通告・相談に応じる体制の充実強化を図ります。 | 受付件数 | 件 | — | — | — | — | 1,204 | A | 年々増加する児童虐待通告や電話相談に対応するため、24時間虐待通告電話相談員に対し、専門性を高めるための研修を実施しました。令和元年度は「警察との連携について」、「事例紹介」、「認知を用いたストレスマネジメント」をテーマに研修を実施し、相談業務の充実を図りました。 | 電話による通告、相談件数が増加する中で24時間虐待通告電話相談員の専門性が求められるため、今後も迅速かつ的確な対応ができるよう、専門的な研修を実施していきます。なお、24時間虐待通告電話への相談件数は前年度に比べて85件増、さいたま市全体の児童虐待相談件数は330件増となりました。 | A | A | A | A | 年々増加する児童虐待通告や電話相談に対応するため、24時間虐待通告電話相談員に対し、数多くの研修を行い、相談業務の専門性を充実を図ることができたため、A評価としました。 | A | 北部・南部児童相談所 |
| 48 | 社会福祉審議会児童虐待検証専門分科会 | 重篤な児童虐待事例が発生した際に、同様の事例の再発防止に向けて審議し、抽出された問題点や課題などを踏まえ、その解決に向けた具体的な対策について、報告書をもって提言します。 | 事業の実施 | — | — | — | — | — | 実施 | A | 平成30年2月及び3月に市内で発生した児童虐待による死亡事案について、平成30年度中に続き、令和元年度に当分科会を3回開催し、検証を進め、検証報告書を作成しました。令和2年1月には市長に対し答申書と併せて、検証報告書を提出しました。 | 行政機関の関わりがなかった事例の検証をする場合には、関係機関から得られる情報が少なく、詳細な検証を行うことが難しい実情があります。個人情報保護に対する配慮はありますが、法令の範囲内で、行政機関だけでなく民間の関係機関からも情報収集できるよう努めます。 | A | — | A | A | 計画期間中に検証対象とした児童虐待事例は、平成30年2月及び3月に市内で発生した2件でした。児童虐待事例に精通した心理・精神の専門家が分科会委員として参加したことで、事例が発生した要因等の情報が少ない中、具体的な提言をまとめることができました。 | A | 子育て支援政策課 |

【様式2】その他事業

| 事業番号 | 事業名 | 事業概要及び目標 | 指標 | 単位 | 区分 | R1量の 見込み | R1確保 方策 (目標) | R1 量の 実績値 | R1 達成値 | R1 評価 | R1年度事業実施内容・ 成果及び評価 | 今後の課題 | 過年度評価 | | | | 計画期間(平成27年度～令和 元年度)における 事業実績の分析と評価 | 計画期間にお ける総 合評価 | 所 管 |
|------|---------------|--|---------|----|----|-------------|--------------------|-----------------|-----------|----------|--|---|-----------|-----------|-----------|-----------|---|----------------------|----------------|
| | | | | | | | | | | | | | H27 評価 | H28 評価 | H29 評価 | H30 評価 | | | |
| 49 | 里親制度 | 里親になるための、里親公開講座等を継続的に企画・実施し、里親の登録数を増やし、里親委託を推進します。また、里親基礎研修・更新研修等を実施し里親の資質の向上を図るとともに、里親応援の集いの開催や里親委託推進員の配置等により里親の支援を図ります。 | 里親への委託率 | % | — | — | — | — | 43.9 | A | 「里親公開講座」の開催、集客施設等での普及啓発イベント「里親応援の集い」の開催、里親月間における里親制度PR「One Loveキャンペーン」の実施により、里親制度が幅広く周知され、里親登録数が増加しました。 また、里親サロン、里親派遣支援、里子支援ボランティア、里親支援専門相談員との連携等により、里親支援の充実を図りました。 その結果、目標値である里親への委託率35%を上回る43.9%を達成できたため、A評価としました。 | 平成28年度児童福祉法改正により、子どもが権利の主体であること、実親による養育が困難であれば、里親や特別養子縁組などで養育されるよう、家庭養育優先の理念等が規定されました。この改正法の理念を具体化した「新しい社会的養育ビジョン」により、愛着形成に最も重要な時期である3歳未満については概ね5年以内に、それ以外の就学前の子どもについては概ね7年以内に里親委託率75%以上を実現し、学童期以降は概ね10年以内を目途に里親委託率50%以上を実現することが提言されました。 児童虐待が増加する中、保護を要する児童に対しては、社会的養護体制においてより家庭的な環境で愛着関係の形成を図ることができ、里親への委託を推進することが重要となるため、里親登録数の増加が求められます。 また、里親等の制度に対する社会的理解や関係機関の共通認識、里親等に対する支援が不十分であることなどにより、里親等への委託が十分に行われているとは言えない状況にあるため、里親に対する支援体制を充実させる必要があります。 | A | A | A | A | 里親制度の普及啓発活動を継続的に実施した結果、里親登録数が計画期間中で84組増加しました。 また、関係機関と連携し里親支援に注力した結果、里親子間での関係不調がなくなり、目標指標である里親への委託率が、計画期間当初の目標値から最終的には10%以上伸ばす成果が得られたため、A評価としました。 | A | 北部・南部児童相談所 |
| 50 | 児童養護施設等整備推進事業 | 家庭における養育が困難な児童等を、家庭的な環境で養育、自立支援するため、児童養護施設の本体施設の小規模化や施設機能の地域分散化等を推進し、家庭的養育の充実を図ります。また、養育単位が小規模化された乳児院を整備するなど、施設の特性と役割を踏まえた適切な養育体制を構築し、社会的養護の充実を図ります。 | 乳児院数 | 施設 | — | — | — | — | 2 | A | 平成28年6月から児童養護施設等(乳児院)が開設されており、目標達成済みのためA評価としました。 | 児童養護施設等において、個々の子どものニーズに応じた丁寧なケアが提供できるよう本体施設の小規模化を含め、施設ごとの特性に応じた最適な養育体制を構築し、社会的養護の充実を図ることができるよう、引き続き検討を進めていきます。 | A | A | A | A | 平成28年の児童福祉法改正により、家庭的養育優先原則が定義づけられました。施設から里親等への養育転換が求められたことで、施設の小規模化・地域分散化・多機能化を推進していく方向となったため、既存の施設以外に新たに施設を増やすことなく進められました。 今後は、施設の小規模化・地域分散化・多機能化に向け、施設と調整を図っていきます。 | A | 子ども家庭総合センター総務課 |

【様式2】その他事業

| 事業番号 | 事業名 | 事業概要及び目標 | 指標 | 単位 | 区分 | R1量の 見込み | R1確保 方策 (目標) | R1 量の 実績値 | R1 達成値 | R1 評価 | R1年度事業実施内容・ 成果及び評価 | 今後の課題 | 過年度評価 | | | | 計画期間(平成27年度～令和 元年度)における 事業実績の分析と評価 | 計画期 間にお ける総 合評価 | 所 管 |
|------|--------------|---|-------------|----|----|-------------|--------------------|-----------------|-----------|----------|---|--|-----------|-----------|-----------|-----------|---|--------------------------|----------------|
| | | | | | | | | | | | | | H27 評価 | H28 評価 | H29 評価 | H30 評価 | | | |
| 51 | 母子生活支援施設事業 | 18歳未満の子どもを養育している母子家庭の母親が、生活上の問題のため子どもの養育が十分にできない場合に、母子生活支援施設において母子の生活を支援します。また、入所者が自立し退所できるように支援体制を強化するとともに、すべての母子家庭の方が安心・安定した環境で子育てができるよう支援します。 | 入所世帯数 | 世帯 | — | — | — | — | 3 | C | さいたま市母子生活支援施設けやき荘に入所して自立に向けた支援を行う母子について、10世帯の入所を目標としていましたが、令和元年度は新規入所が3世帯となったため、C評価としました。 | 課題として、市内の母子生活支援施設が1か所であるため、夫等の暴力等から避難し保護が必要である母子を入所させた場合、所在が特定されるおそれがあります。 このため、市外施設への入所により所在を特定できないようにし、夫の暴力等から避難し保護が必要である母子の安全性を高めるとともに、さいたま市以外の住民を受け入れることによりさいたま市母子生活支援施設けやき荘の稼働率の向上を図ります。 | C | C | C | C | 入所する際の決め事に対して、母子が受け入れできずに入所を断念し、必要としている母子に対して十分な支援が行えないケースがありました。 | C | 子ども家庭総合センター総務課 |
| 52 | 児童虐待防止家族支援事業 | 虐待を受けた子どもとその保護者等の家族再統合への取組の充実を図るため、精神科医師や弁護士及び専門家に助言を受け、相談援助活動の充実を図ります。また、家族支援のための評価やプログラムによる家族再統合の促進を図ります。 | カンファレンス実施回数 | 回 | — | — | — | — | 65 | A | 虐待ケースの家族再統合に向け、家族と協働で児童の安全を守るプランを作成するため、援助方針会議や各ケースワーカーから今後の方針確認のため、65回の家族支援ケースカンファレンスを実施しました。 | 今後も引き続き、様々な問題を抱える家族に対し、多角的な視点から適切なアセスメントをするため、家族再統合に向けた家族支援ケースカンファレンスの充実を図っていきます。 | A | A | A | A | 虐待ケースの家族再統合に向け、家族と協働で児童の安全を守るプランを作成するため、援助方針会議や各ケースワーカーから今後の方針確認のため、家族支援ケースカンファレンスを実施しました。これにより多角的な視点から適切なアセスメントが行えたので、A評価としました。 | A | 北部・南部児童相談所 |
| 53 | 総合療育センター事業 | 医療・福祉が一体となって行う障害児等の早期診断・早期治療、障害に応じた訓練・指導及び保護者支援を継続して実施します。また、診察や療育を受けるまでの待機期間の短縮のため療育センター機能の見直しを図ります。 障害児やその保護者が地域で安心して生活できるよう、診療所や児童発達支援センターの専門職員数の適正な配置を図ります。併せて、多職種の専門職による保育所・幼稚園等への訪問支援及び特別支援教育相談センターとの連携を図るなどの地域支援を引き続き実施します。 | 事業の実施 | — | — | — | — | — | 実施 | A | 初診待ち期間の短縮のため、常勤・非常勤の小児科医師の増員や児童発達支援センターでの個別指導など診察回数の確保に取り組み、初診待ち期間は平成30年度72日から令和元年度61日に短縮することができました。 また、障害児とその保護者が地域で安心して生活できるための支援として、保育所・幼稚園等へ専門職を派遣する出張カンファレンス、公立保育園の療育相談への協力をはじめとする地域支援を実施しました。 初診待ち期間を11日と大幅に短縮したほか、地域支援を着実に実施することができたため、A評価としました。 | 発達に遅れのある子どもや障害児等の診療は初診以降も継続的に、状態の変化を把握・確認していく必要があります。初診数を増やすことで再診数も増加するため、引き続き診察回数・予約枠の調整に取り組みます。 また、地域で障害児の支援にあたる人材育成のため、療育施設に対する訪問支援を拡充していきます。 | B | B | B | B | 診察室の増設や医師の増員等により診察回数を拡大し、患者の状況に応じて診察を早めるなどの取組を進め、初診待ち期間については平成27年度84日から令和元年度61日と23日の短縮となりましたが、今後も引き続き待ち期間の短縮に努めます。 また、障害児が地域生活において安心して過ごせるよう、施設訪問や職員向け研修の実施等、施設支援を行うことが重要であり、今後も引き続き、人材育成のため療育施設に対する支援を拡充していきます。 | B | 総務課(ひまわり) |

【様式2】その他事業

| 事業番号 | 事業名 | 事業概要及び目標 | 指標 | 単位 | 区分 | R1量の 見込み | R1確保 方策 (目標) | R1 量の 実績値 | R1 達成値 | R1 評価 | R1年度事業実施内容・ 成果及び評価 | 今後の課題 | 過年度評価 | | | | 計画期間(平成27年度～令和 元年度)における 事業実績の分析と評価 | 計画期 間にお ける総 合評価 | 所 管 |
|------|-------------------|---|-------|----|----|-------------|--------------------|-----------------|-----------|----------|---|---|-----------|-----------|-----------|-----------|---|--------------------------|-------|
| | | | | | | | | | | | | | H27 評価 | H28 評価 | H29 評価 | H30 評価 | | | |
| 54 | 特別支援事業 | 幼稚園に通園する障害児やその疑いのある幼児を対象に、補助職員の採用や特別支援に必要な用具の設置や教諭の研修等、園運営の円滑化や保育環境の充実に資することを目的に、当該経費に対し助成を行います。 また、臨床心理士等を希望する幼稚園に派遣し、対象幼児の行動観察を行ったうえで、保育やクラス運営に関する相談を受ける等、担当教諭のみならず園全体の保育の質の向上を図ります。 | 事業の実施 | — | — | — | — | — | 実施 | A | 私立幼稚園等特支援別巡回相談は、心身に障害(発達障害を含む。)等がある児童が、私立幼稚園及び認定こども園において適切な支援を受けることができるよう相談員を派遣するものです。申込数63園に対し、61園へ訪問し、巡回相談を実施しました。 私立幼稚園等特別支援事業費補助金では、要支援児への特別な教育的支援を行う幼稚園(48園・151名)に対して補助金を交付しました。 私立幼稚園特別支援教育支援では、私立幼稚園協会が主催する特別支援教育に関する研修会を支援するため補助金を交付しました。 | 私立幼稚園等特別支援事業費補助金の申請園から、私立幼稚園等特別巡回相談の訪問要請がくるとは限らないのが現状です。双方の事業を関連させて利用してもらえるよう、引き続き、研修会や電話連絡などを行うなどして、巡回相談の訪問拡大を図ります。 | A | A | A | A | 私立幼稚園等巡回相談については、5年間で、新たに訪問した園を32園拡大することができました。また、当初予定していた訪問回数を上回る申込み件数が続いたことから、事業の周知が浸透してきていると思われます。 | A | 幼児政策課 |
| 55 | 保育施設等における障害児保育の推進 | 障害のある子どもや特別な支援を必要とする子どもに対し、より多くの認可保育所等での受け入れを拡大し、専門的な知識・技術を有する療育機関(総合療育センターひまわり学園等)と連携した保育の充実に努め、保護者の子育てと就労の両立を支援するとともに、子どもの健やかな育ちを目指します。 さらに、個々の発達状況や個性を踏まえながら、集団保育の中で成長を支援できるよう専門職員による巡回指導等の対象施設を拡充し、障害の特性に配慮した体制の整備を推進します。 また、認可保育所等における障害児の受け入れを実施するに当たり、必要となる保育士の確保等が円滑に行えるように補助制度の充実に努め、様々な障害に対応するための専門知識等に関する研修を実施するなど、保育士の資質向上と質の高い障害児保育を推進します。 | 事業の実施 | — | — | — | — | — | 実施 | A | 障害児保育対策事業補助金の交付対象となる受け入れ児童数が、平成30年度では延べ119人でしたが、令和元年度では延べ161人に増加となりました。 | 公立保育所での障害児等の受け入れについては、常に定員に達している状況であるため、民間保育施設での受け入れの促進と加配に必要な保育士の確保を推進する必要があります。 また、保育の量的拡大や保育ニーズの多様化が進む中、障害児等の保育のための専門的な知識の習得が必要となります。 | A | A | A | A | 民間保育施設での受け入れを実施できており、受け入れ児童数も平成27年度延べ74人から令和元年度は延べ161人と増加しています。また、令和元年度に重度障害児についても5名の受け入れを実施しました。このため、A評価としました。 | A | 保育課 |

【様式2】その他事業

| 事業番号 | 事業名 | 事業概要及び目標 | 指標 | 単位 | 区分 | R1量の見込み | R1確保方策(目標) | R1量の実績値 | R1達成値 | R1評価 | R1年度事業実施内容・成果及び評価 | 今後の課題 | 過年度評価 | | | | 計画期間(平成27年度～令和元年度)における事業実績の分析と評価 | 計画期間における総合評価 | 所管 |
|------|----------------------|---|-----------|----|----|---------|------------|---------|-------|------|---|--|-------|-------|-------|-------|---|--------------|-------------|
| | | | | | | | | | | | | | H27評価 | H28評価 | H29評価 | H30評価 | | | |
| 56 | 放課後児童クラブにおける障害児保育の推進 | <p>障害のある児童が住み慣れた地域で安心して放課後を過ごすことができるよう、すべての放課後児童クラブにおいて受入体制を整えます。</p> <p>公設放課後児童クラブにおいては、定員に障害のある児童の優先受入枠を設けます。</p> <p>民設放課後児童クラブにおいては、「さいたま市放課後児童健全育成事業実施要綱」及び「さいたま市放課後児童クラブ健全育成事業委託実施基準」に基づき、障害のある児童を受け入れるクラブに対する職員の加配、委託料の増額を行うとともに、バリアフリー等の施設改修費を助成します。</p> <p>また、障害児支援に関する研修を実施するほか、専門知識を備えた職員による保育相談を実施し、障害のある児童のみならず、特別な支援が必要な児童の保育を行うクラブを支援します。</p> | 事業の実施 | — | — | — | — | — | 実施 | A | <p>平成31年4月1日時点において、266クラブ中116クラブにおいて191人の障害児を受け入れました。</p> <p>民設クラブ委託料において、障害児担当支援員の加配にかかる人件費の基準額を加算しました。</p> <p>障害児支援に対する専門性を高めるための支援員研修を2回実施しました。</p> <p>障害児支援の専門知識を備えた職員による巡回相談を継続実施し、各クラブにおける障害児支援をサポートしました。</p> <p>これらの取り組みにより、放課後児童クラブにおける障害児支援を推進したことから、A評価としました。</p> | <p>障害児及び特別な配慮を要する児童数の増加により、対応に苦慮する事例も増えていることから、研修内容の工夫や巡回相談における専門機関との連携強化などに取り組んでいく必要があります。</p> | A | A | A | A | <p>計画期間を通して、公設放課後児童クラブにおいては、定員に障害のある児童の優先受入枠を設け、民設放課後児童クラブにおいては障害のある児童を受け入れるクラブに対する職員の加配、委託料の増額を行うとともに、バリアフリー等の施設改修費の助成を実施しました。</p> <p>また、障害児支援に関する研修を実施するほか、専門知識を備えた職員による保育相談を実施し、障害のある児童のみならず、特別な支援が必要な児童の保育を行うクラブの支援を実施しました。</p> | A | 青少年育成課 |
| 57 | 発達障害者支援センターの充実 | <p>これまで相談の受け皿が乏しく、支援方法の未確立な成人期(当事者及び家族、支援者)の相談支援の充実を図ります。同時に普及啓発活動や連絡協議会の開催等を通し、地域支援体制の構築を推進します。また、思春期から成人期にわたる発達障害に特化した居場所・日中体験活動の場を創出し、発達障害者の社会参加の向上を図ります。さらに二次障害予防として高校生年代の支援を見直し、思春期支援体制の整備に努めます。</p> | 事業の実施及び推進 | — | — | — | — | — | 推進 | A | <p>発達障害者社会参加事業につきましては、令和元年度も業務委託にて、継続的に、家庭以外の居場所や日中体験活動の場の提供を行いました。また、利用に際しての当事者やご家族の不安の軽減を図るため、見学会を年3回開催し、併せて個別の相談会も実施しました。さらにキャリア形成支援事業では、子ども家庭総合センターと共催で、当事者、家族、支援者に向けた各種講座を実施しました。開催にあたっては、教育機関を含めた思春期年代を対象とする関係機関との連携を深めながら、講座を開催することができました。以上のことから、A評価としました。</p> | <p>社会参加事業の利用者の傾向として、長く家庭の中でひきこもりの状態にあった方が多いため、長期的かつ個別性に配慮した支援計画のもと、取り組みを強化していく必要があります。同時に、本人を支えるための家族のサポートも、より一層充実させていく必要があります。さらに、思春期には二次障害が深刻化する傾向があり、中でも支援が手薄となる高校生年代の支援を強化推進していく必要があります。</p> | A | A | A | A | <p>平成27年度より継続的に、発達障害に特化した居場所・日中体験活動の場として発達障害者社会参加事業を業務委託にて実施し、当事者の社会参加の向上に努めました。また、学生向けキャリア形成支援事業についても、関係機関との連携を図りながら実施し、思春期支援体制の整備に向け取り組みました。以上のことから、総合評価をAとしました。</p> | A | 障害者総合支援センター |

【様式2】その他事業

| 事業番号 | 事業名 | 事業概要及び目標 | 指標 | 単位 | 区分 | R1量の 見込み | R1確保 方策 (目標) | R1 量の 実績値 | R1 達成値 | R1 評価 | R1年度事業実施内容・ 成果及び評価 | 今後の課題 | 過年度評価 | | | | 計画期間(平成27年度～令和 元年度)における 事業実績の分析と評価 | 計画期 間にお ける総 合評価 | 所 管 |
|------|--------------------|--|------------|----|----|-------------|--------------------|-----------------|-----------|----------|---|--|-----------|-----------|-----------|-----------|--|--------------------------|-----------------|
| | | | | | | | | | | | | | H27 評価 | H28 評価 | H29 評価 | H30 評価 | | | |
| 58 | 自立支援医療(育成医療)給付 | 身体に障害のある子どもまたは、現存する病気を放置すると障害を残すと認められる子どもであって、確実な治療効果が期待できる場合に、医療費の給付及び補装具の交付を実施します。 | 事業の円滑な実施 | | — | — | — | — | 実施 | A | 母子健康手帳やホームページ、指定医療機関等から市民へ制度の周知を図り、適切な医療給付事務を遂行できたため、A評価としました。 | 本制度は事前申請を原則としていますが、医療機関が遠方など、意見書の準備に時間がかかり事後申請になるケースが多数ありました。今後も、指定医療機関や各区保健センターと一層連携を強化し制度理解を深め、市民に適切な説明が出来るよう努めていく必要があります。 | B | A | A | A | 本事業の実施について、目標の数値設定による評価は、当該事業の性質上すぐわかないため、平成28年度以降は継続的・安定的な事業の実施について評価を行いました。母子健康手帳やホームページ、さいたま市の障害者福祉ガイド、指定医療機関等から市民へ制度の周知を図り、適切な医療給付事務を遂行しました。 | A | 疾病予 防対策 課 |
| 59 | 保育所の優先入所 | ひとり親家庭等の子育てと仕事の両立を支援するため、ひとり親家庭等の子どもが優先的に保育所へ入所できるよう配慮します。 | 事業の実施 | — | — | — | — | — | 実施 | A | ひとり親家庭等の生活状況を考慮し、優先的に保育所に入所できるよう継続して配慮を行いました。 | 核家族化や女性の社会進出に伴い、保育需要が高まっている中、生活の安定と自立のため、より保育の必要性の高いひとり親家庭等の児童が優先的に保育所へ入所できるよう、継続して配慮を行う必要があります。 | A | A | A | A | 計画期間を通して、保育所の利用調整における指数の加点等による優遇措置を行い、ひとり親家庭等の子どもが優先的に保育所へ入所できるよう継続して配慮したことで、ひとり親家庭等の生活の安定と自立を支援することができました。このため、A評価としました。 | A | 保育課 |
| 60 | 放課後児童クラブの優先入所 | ひとり親家庭等が、子育てと仕事の両立を図ることができ、生活の安定と自立を促進するために、放課後児童クラブの入室における審査基準点の加点などによる優遇措置を講じます。 | 事業の実施 | — | — | — | — | — | 実施 | A | さいたま市放課後児童健全育成事業実施要綱を基に、ひとり親家庭等が優先的に利用できるよう放課後児童クラブの入室審査において、指数の加点などによる優遇措置を行ったため、A評価としました。 | 入室希望者が定員を大きく超過するクラブでは、ひとり親家庭等でも不承諾となることが懸念されるため、引き続き放課後児童クラブの拡充に努め、待機児童の解消に取り組んでいく必要があります。 | A | A | A | A | 毎年度、さいたま市放課後児童健全育成事業実施要綱を基に、ひとり親家庭等が優先的に利用できるよう放課後児童クラブの入室審査において、指数の加点などによる優遇措置を実施しました。 | A | 青少年 育成課 |
| 61 | 市営住宅における母子世帯等の優先入居 | 市営住宅の定期募集に際し、母子世帯等の社会的弱者の当選確率を優遇し、居住の安定を図ります。 | 母子世帯新規入居戸数 | 世帯 | — | — | — | — | 19 | A | 市営住宅の入居募集の際に母子世帯、高齢者世帯、障害者世帯など住宅困窮度の高い世帯に対して、抽選番号を1つ多く付与することによって一次当選確率を高め、一次当選者の中から入居順位を決定する際の困窮度判定時には加点を行い、優遇を行いました。令和元年度の母子世帯の市営住宅への新規入居戸数は19世帯となっており、目標値を達成することができました。 | 昨今は、社会情勢の変化に伴い、さまざまな事情を抱えた家族形態が存在するため、柔軟に対応を行っていく必要があります。 | A | A | A | A | 計画期間を通して目標値を達成することができたので、今後も引き続き、母子世帯を含むあらゆる住宅困窮度の高い世帯向けに対し、優遇措置を継続します。 | A | 住宅政 策課 |

【様式2】その他事業

| 事業番号 | 事業名 | 事業概要及び目標 | 指標 | 単位 | 区分 | R1量の 見込み | R1確保 方策 (目標) | R1 量の 実績値 | R1 達成値 | R1 評価 | R1年度事業実施内容・ 成果及び評価 | 今後の課題 | 過年度評価 | | | | 計画期間(平成27年度～令和 元年度)における 事業実績の分析と評価 | 計画期 間にお ける総 合評価 | 所 管 |
|------|----------------------------|--|--------------|----|----|-------------|--------------------|-----------------|-----------|----------|--|--|-----------|-----------|-----------|-----------|---|--------------------------|----------|
| | | | | | | | | | | | | | H27 評価 | H28 評価 | H29 評価 | H30 評価 | | | |
| 62 | さいたま市入居支援制度 | 民間賃貸住宅への入居を拒まれがちな高齢者、障害者、ひとり親世帯等に対し、賃貸人への啓発や情報提供により、民間賃貸住宅への入居を支援します。 | 名簿掲載協力不動産店数 | 店舗 | — | — | — | — | 62 | A | ひとり親世帯や高齢者世帯等に対して、不動産店の情報提供を行いました。併せて、入居支援制度と同様の施策である「埼玉県あんしん賃貸支援事業」において登録されている不動産店の情報提供を行いました。令和元年度の名簿掲載協力不動産店数は62店となりました。 | 名簿掲載協力不動産店数は年によって増減があるため、「埼玉県あんしん賃貸支援事業」や「住宅確保要配慮者の入居を拒まない賃貸住宅登録制度」と併せて本制度を周知していきます。 | A | A | A | A | 本制度と関連諸制度を併せて情報提供を行ったことで、ひとり親世帯等の住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への円滑な入居を支援できたと考えます。 | A | 住宅政策課 |
| 63 | ひとり親家庭等就業・自立支援センター事業(生活支援) | ひとり親家庭の母等の抱える日常生活上の様々な悩み等の相談に関し、母子・父子自立支援員等による適切な助言や指導を行うとともに、各種行政支援策等の情報提供を行うなど、直面する諸問題の解決に向け支援します。 また、法律知識が必要となる親権等の相談に関しては、弁護士による法律相談を実施します。 | 支援の実施 | — | — | — | — | — | 実施 | A | ひとり親家庭の母等の抱える日常生活上の様々な悩み等の相談に関し、母子・父子自立支援員等による適切な助言や指導を行うとともに、各種行政支援策等の情報提供を行うなど、直面する諸問題の解決に向け支援を行いました。 また、法律知識が必要となる親権等の相談に関しては、弁護士による法律相談を実施しました。 | 父子家庭の利用が少ない点が課題であるため、周知・広報を図っていきます。 | A | A | A | A | ひとり親家庭の母等の抱える日常生活上の様々な悩み等の相談に関し、母子・父子自立支援員等による適切な助言や指導を行うとともに、各種行政支援策等の情報提供を行うなど、直面する諸問題の解決に向け支援を行うことが出来ました。 また、法律知識が必要となる親権等の相談に関しては、弁護士による法律相談を案内し、実施しました。 | A | 子育て支援政策課 |
| 64 | ひとり親家庭等自立支援プログラム策定事業 | ひとり親家庭の母等の就業・自立を促進するため、対象者に合った自立支援計画を立てて、就職等のサポートを行います。また、必要に応じて、ハローワークとの連携による職業訓練の支援要請を行います。 | プログラム策定件数 | 件 | — | — | — | — | 0 | C | 令和元年度においては、申請者がいなかったため、C評価としました。 | 平成26年度から各区役所にジョブスポットが設置(平成27年度までに全10区に設置)されており、ハローワークに支援要請を行うことなく、案内することが可能となったため、利用者が減っています。 そのため、他事業を利用するひとり親の方を対象に、本制度を周知する等の対応を検討いたします。 | C | C | C | C | 各区役所にジョブスポットが設置されておりそこで就職等のサポートが利用できることで、本制度の利用者数が減少となっておりC評価としました。 | C | 子育て支援政策課 |
| 65 | ひとり親家庭等就業・自立支援センター事業(就労支援) | ひとり親家庭の母等の就業・自立を促進するため、就業に関する各種相談に応じるほか、就業に必要な知識や技能の習得を図るための就業支援講習など就業に向けた支援を行います。 | 介護職員初任者研修参加者 | 人 | — | — | — | — | 15 | C | 令和元年度においては、計2回の介護初任者研修を実施しましたが、参加者数が15人であったため、C評価としました。 | 近年、参加者が少ない状況が続いているため、研修の実施時期等の見直しや、周知・広報の在り方を検討していきます。 また、研修内容のニーズの調査の実施も検討していきます。 | B | A | A | C | 計画期間中、継続し実施することで自立につながるよう支援を行うことが出来ましたが、近年、参加者数が少ない状況にあります。利用者のニーズにあった研修の検討が必要と考えます。 | C | 子育て支援政策課 |

【様式2】その他事業

| 事業番号 | 事業名 | 事業概要及び目標 | 指標 | 単位 | 区分 | R1量の 見込み | R1確保 方策 (目標) | R1 量の 実績値 | R1 達成値 | R1 評価 | R1年度事業実施内容・ 成果及び評価 | 今後の課題 | 過年度評価 | | | | 計画期間(平成27年度～令和 元年度)における 事業実績の分析と評価 | 計画期 間にお ける総 合評価 | 所 管 |
|------|---|--|------------------------|----|----|-------------|--------------------|-----------------|-----------|----------|--|---|-----------|-----------|-----------|-----------|--|--------------------------|----------|
| | | | | | | | | | | | | | H27 評価 | H28 評価 | H29 評価 | H30 評価 | | | |
| 66 | ひとり親家庭 高等職業訓 練促進給付 金 | ひとり親家庭の一層の生活の安定を図るため、就職に有利な資格の取得を目指し、1年以上養成機関などで修学する場合に、高等職業訓練促進給付金を支給します。 | 養成機関修了者の常勤就職・進学率 | % | — | — | — | — | 71 | B | 令和元年度においては、55名の方に支給を行い、その方々に64,302,500円給付を行いました。 達成値については、71%の常勤就職・進学率であり、目標値の79%達成のため、B評価としました。 | 支給審査の段階で、資格取得の見込があるか判断する必要があります。 | A | A | A | A | 令和元年度については、さらなるステップアップのために進学をした方や資格試験に不合格であった方が例年より多く、達成値が低下しましたが、5年間の平均達成値が94%であったためA評価としました。 | A | 子育て支援政策課 |
| 67 | ひとり親家庭 自立支援教育訓練給付 金 | ひとり親家庭の自立の促進を図るため、教育訓練講座を受講し修了した場合、経費の一部を支給します。 | ひとり親家庭等自立支援教育訓練給付金支給件数 | 件 | — | — | — | — | 13 | C | 令和元年度のひとり親家庭等自立支援教育訓練給付金支給件数が13件にとどまったためC評価としました。 | 本制度の給付を受けるためには、講座受講前にその講座が給付金対象講座に指定されることが必要ですが、講座指定申請数も減っていることから制度のさらなる周知・広報を図る必要があります。 | C | C | A | A | 対象者が拡大する又は支給額が増となった制度改正により支給者が増加した年度がありましたが、5年間の平均受給者数が15件であったため、C評価としました。 | C | 子育て支援政策課 |
| 68 | 母子・父子・ 寡婦福祉資 金貸付制度 | 母子、父子及び寡婦に対して必要な資金を貸す母子・父子・寡婦福祉資金貸付制度を推進し、母子家庭の母、父子家庭の父及び寡婦の方の経済的自立や、扶養している児童の福祉増進を図ります。 | 貸付件数 | 件 | — | — | — | — | 88 | A | 母子家庭の母、父子家庭の父及び寡婦の方への資金の貸付件数において、令和元年度は60件の貸付を目標としていましたが、88件の貸付を行うことができ、母子家庭の母、父子家庭の父及び寡婦の方の経済的自立や、扶養している児童の福祉増進に寄与することができたためA評価としました。 | 貸付する資金には貸付限度額が設定されているため、貸付を希望する方が必要とする金額の全額を貸し付けることができません。 このため、貸付前に行うひとり親家庭就業自立支援センターへの相談時に、貸付を希望する方が利用できる他の支援制度を必要に応じて案内していくことが求められます。 | A | A | A | A | 計画期間中、継続して事業を実施し、毎年度60件以上の貸付件数を維持することができ、目標値を達成し年度別評価もAを維持することができました。 | A | 子育て支援政策課 |
| 69 | ひとり親家庭 等就業・自立 支援センター 事業(養育費 相談) | ひとり親家庭の母等の養育費に関して専門家との相談を実施するほか、養育費取得等に関する相談機関や各種支援策などの情報提供を行います。 | 養育費に係る法律相談の受付数 | 件 | — | — | — | — | 33 | A | 令和元年度においては、33件(平成30年度より4件増)の相談を行ったため、A評価としました。 | 平成29年度から8月に区役所においても法律相談を実施していますが、利用者数が少ないため、活用して頂けるよう相談受付の整備を行うとともに、周知・広報を図っていきます。 | A | B | A | A | 計画期間を通して、継続して実施する事ができ、相談受付件数は平成27年度の19件から令和元年度は33件に増加しました。 | A | 子育て支援政策課 |
| 70 | 児童扶養手 当 | 父又は母と生計を同じくしていない児童を育成する家庭の生活の安定と自立の促進に寄与するため、当該児童を養育する者に児童扶養手当を支給します。 | 事業の円滑な実施 | — | — | — | — | — | 実施 | A | 児童扶養手当の支給について、令和元年度は、受給者へ支払を着実に行ったため、A評価としました。また、令和元年度の児童扶養手当法の一部改正による支払回数の変更について受給者へ周知するとともに、適切に支給を行いました。 | 今後も児童扶養手当の制度改正が見込まれるため、それに対応し、支給業務を滞りなく行うことが課題として挙げられます。 | A | A | A | A | 児童扶養手当法の改正により、所得制限限度額の引き上げや支払回数の変更等がありましたが、受給者へ支払を着実にを行いました。 | A | 子育て支援政策課 |

【様式2】その他事業

| 事業番号 | 事業名 | 事業概要及び目標 | 指標 | 単位 | 区分 | R1量の 見込み | R1確保 方策 (目標) | R1 量の 実績値 | R1 達成値 | R1 評価 | R1年度事業実施内容・ 成果及び評価 | 今後の課題 | 過年度評価 | | | | 計画期間(平成27年度～令和 元年度)における 事業実績の分析と評価 | 計画期 間にお ける総 合評価 | 所 管 |
|------|----------------|---|-------------------|----|----|-------------|--------------------|-----------------|----------------|----------|---|---|-----------|-----------|-----------|-----------|--|--------------------------|----------|
| | | | | | | | | | | | | | H27 評価 | H28 評価 | H29 評価 | H30 評価 | | | |
| 71 | ひとり親家庭等医療費支給事業 | 受給資格者[1. 母子家庭の母、2. 父子家庭の父、3. 養育者家庭の養育者(1人)、4. 父又は母に一定の障害がある場合は当該障害の状態にない方の1人、5. 上記1～4に監護されている児童で18歳に達した日の属する年度の末日までのもの(一定の障害のある児童については20歳未満)]の中で、受給資格証の交付を受けたものの健康保険各法に規定する保険診療一部負担金を助成します。 | 事業の実施 | — | — | — | — | — | 実施 | A | ひとり親家庭等の生活の安定と自立を支援し、ひとり親家庭等の福祉の増進を図るために医療費の一部負担金を支給しました。併せて登録申請漏れがないよう、関係各課と連携を取り制度案内を実施しました。令和元年度の目標である、ひとり親家庭等医療費支給事業の実施を行うことができたため、上記のような進捗状況としました。 | 今後も継続して事業を実施していくために、ジェネリック医薬品の使用促進と合わせて適正受診の啓発を引き続き行っていくことが必要だと考えます。 | A | A | A | A | 計画期間中、継続して事業を実施することができ、年度別評価についてもAを維持することができました。ひとり親家庭等に対し医療費の一部を支給することにより、ひとり親家庭等の生活の安定と自立を支援し、もってひとり親家庭等の福祉の増進を図ることができたため、総合評価をAとしました。 | A | 年金医療課 |
| 72 | ひとり親家庭等児童就学支度金 | 中学校に入学予定の児童を養育している市町村民税非課税世帯(生活保護受給世帯は除く)の母子家庭の母、父子家庭の父又は父母のいない児童を養育している人に、その児童の入学準備に必要な経費の一部を助成します。 | ひとり親家庭児童就学支度金支給者数 | 人 | — | — | — | — | 258 | C | 児童扶養手当申請時に案内を徹底することやひとり親家庭等医療費支給制度の通知に案内を同封する等、周知を行い、令和元年度においては、258件の支給を行いました。 | 児童扶養手当受給者は現況届の際にその場で記入していただくことで支給に結びついていますが、その他の支給対象となる方に対し周知・広報を強化する必要があります。 | A | B | B | B | 支度金の支給により、中学校の入学にあたる費用の負担を軽減することができ、また各年度の目標値の80%前後の支給者数のためB評価としました。 | B | 子育て支援政策課 |
| 73 | 就学援助制度 | 経済的な理由で、小・中学校へ通う児童生徒の学用品の購入や給食費の支払いが困難な保護者に対し、それらの費用の一部を援助します。 | 事業の実施 | — | — | — | — | — | 8.28% (認定率) | A | 本市の就学援助制度において準用する国庫補助基準額の引上げにあわせ、支給額の改定を行いました。また昨年度に引き続き、小学校及び中学校入学前に入学準備金を支給するなど、援助を必要としている保護者に対し、必要な支援を行ったため、A評価としました。 | 経済的な理由等で就学援助を必要とする保護者が、必要とする時期に援助を受けられる制度であることが重要であるため、制度の周知を十分に行っていく必要があります。 | A | A | A | A | 就学援助制度について、経済的理由により就学困難な保護者に対し必要な援助を行うなど、適正に運用を行ってきたため、A評価としました。 | A | 学事課 |

【様式2】その他事業

| 事業番号 | 事業名 | 事業概要及び目標 | 指標 | 単位 | 区分 | R1量の 見込み | R1確保 方策 (目標) | R1 量の 実績値 | R1 達成値 | R1 評価 | R1年度事業実施内容・ 成果及び評価 | 今後の課題 | 過年度評価 | | | | 計画期間(平成27年度～令和 元年度)における 事業実績の分析と評価 | 計画期 間にお ける総 合評価 | 所 管 |
|------|---------------|--|-----------|----|----|-------------|--------------------|-----------------|-----------|----------|---|--|-----------|-----------|-----------|-----------|--|--------------------------|---------|
| | | | | | | | | | | | | | H27 評価 | H28 評価 | H29 評価 | H30 評価 | | | |
| 74 | チャレンジスクール推進事業 | 地域社会の中で心豊かで健やかに児童生徒をはぐくむため、地域の方々の参画を得て、子どもたちの自主的な学習やスポーツ、文化活動、地域住民との交流活動等の取組を実施します。 | 延べ参加者数 | 人 | — | — | — | — | 168,563 | B | 地域のボランティアの協力のもと、地域の特性を活かした魅力ある活動内容となるよう努めた結果、小学校において、放課後チャレンジスクールを2,424回、土曜チャレンジスクールを1,434回実施しました。また、中学校において、土曜チャレンジスクールを1,238回実施しました。学校と地域の連携・協働についての理解をより一層深めることを目的として、学校地域連携コーディネーター及びチャレンジスクール教室コーディネーターを対象とした「地域学校協働活動推進シンポジウム」を開催しました。また、民間の活力を導入した学習活動や体験活動のプログラムを希望するチャレンジスクールに提供しました。 令和元年度における参加児童生徒数は、台風の影響や新型コロナウイルス対策によりチャレンジスクールを中止した影響により、168,563人となったためB評価としました。 | 学習プログラムや体験活動のプログラムを充実させるとともに、新型コロナウイルス感染症等の安全対策を講じ、児童生徒やボランティアの方々の安全に十分に配慮した上で、チャレンジスクールを実施していきます。 | A | A | A | A | チャレンジスクールの代表者による運営会議やボランティアスタッフへの研修会、チャレンジスクールにおける活動事例集や外部講師リストの作成・配布、民間の活力を導入した学習活動や体験活動のプログラムを提供し、活動内容の充実を図った結果、参加児童生徒数は目標の数値を超えることはなかったものの、年度別の評価では令和元年度を除きA評価であったことから、総合評価としてA評価としました。 | A | 生涯学習振興課 |
| 76 | 非行防止対策の推進 | 青少年の健全育成・非行防止に関する市民意識の高揚を図るため、子供・若者育成支援強調月間中に、青少年健全育成に関わる団体等が協力し、非行防止キャンペーンを各区で展開します。また、青少年の健全育成・非行防止のため、大宮駅周辺のパトロール及び各地区における巡回活動を実施します。 | キャンペーン参加率 | % | — | — | — | — | 100 | A | 非行防止キャンペーンについては、市内全10区において、区民まつり等に併せて啓発品の配付等を実施しました。また、大宮駅周辺パトロールについては、7回を予定していましたが、1回は新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から中止としたため、6回実施しました。市内67地区においても各地区の計画に基づき巡回活動を実施できたため、A評価としました。 | 地区における巡回活動については、参加者の確保、巡回箇所、巡回時間について、非行防止対策を推進するため、更なる工夫が必要です。 | A | A | A | A | 非行防止キャンペーンについては、市内全10区において、区民まつり等に併せて啓発品の配付等を実施しました。また、大宮駅周辺パトロールの実施のほか、市内67地区においても各地区の計画に基づき巡回活動を実施しました。 事業の推進により、青少年の健全育成・非行防止に関する市民意識の高揚に寄与したと考えます。 | A | 青少年育成課 |

【様式2】その他事業

| 事業番号 | 事業名 | 事業概要及び目標 | 指標 | 単位 | 区分 | R1量の 見込み | R1確保 方策 (目標) | R1 量の 実績値 | R1 達成値 | R1 評価 | R1年度事業実施内容・ 成果及び評価 | 今後の課題 | 過年度評価 | | | | 計画期間(平成27年度～令和 元年度)における 事業実績の分析と評価 | 計画期 間にお ける総 合評価 | 所 管 |
|------|--------------------|--|---------|----|----|-------------|--------------------|-----------------|-----------|----------|--|---|-----------|-----------|-----------|-----------|--|--------------------------|------------|
| | | | | | | | | | | | | | H27 評価 | H28 評価 | H29 評価 | H30 評価 | | | |
| 77 | 成人式 | 成人の日に新しい人生の門出を祝福し、成人としての自覚を促すとともに、将来の幸せを願うため、成人式を実施します。 | 出席率 | % | — | — | — | — | 77 | A | 成人式対象者13,403名に対し、10,303名の新成人が出席しました。人生に一度のお祝い事であり、さいたまスーパーアリーナで新成人が一堂に会して行う式典は、厳かな中にも感動を与える式典として好評を得ています。目標値である80%の出席率に対し、77%の方に出席していただくことができたため、A評価としました。 | 多くの方の来場があるため、災害時の対応や事故の防止など安全の確保に取り組む必要があります。また、入場から着席までの案内誘導を強化し、よりスムーズで安全な式典準備、運営が課題となります。 | A | A | A | A | 毎年多くの方々にご参加いただき、計画期間、目標に近い出席率を実現することができました。式典は厳かな中にも感動を与えることができたことと自負しています。今後も円滑な運営を目標とし、引き続き安全の確保に十分留意しながら、盛大にかつ厳かに新成人の新たな門出を祝います。 | A | 青少年 育成課 |
| 78 | グリーンライフ猿花キャンプ場運営事業 | 青少年や青少年団体が、集団野外宿泊、デイキャンプ、レクリエーション、自然体験等を通して、社会性、協調性、ルールや命の大切さなどを学ぶ施設として、利用の推進を図ります。 | 延べ利用団体数 | 団体 | — | — | — | — | 83 | A | 令和元年度においては、延べ利用団体数が83団体となったため、A評価としました。 | 利用者のほとんどがリピーターや近隣の青少年団体であり、新規利用者の獲得が課題となっているため、今後も猿花キャンプ場の利用について、市報や情報誌、ホームページ等でPRを図る必要があります。 | A | A | A | A | 毎年、利用者のほとんどがリピーターや近隣の青少年団体である状況が続いていますが、計画期間を通して概ね目標値を達成しています。キャンプカウンセラーや、猿花キャンプ場を守る会の協力のもと、適切にグリーンライフ猿花キャンプ場を管理・運営していくことが出来ました。 | A | 青少年 育成課 |
| 79 | 児童センター事業 | 子どもや保護者が交流し、親子で一緒に運動や工作などの体験ができ、また、各種催し物や子育てサークル・子ども会の開催など、地域組織の活動を支援する児童センターの充実を図ります。行政区に最低1館設置することを目標とし、未整備区である緑区を優先することとしますが、利用者の利便性や行政区の面積・児童数などにも配慮し整備を進めます。なお、平成28年度に未整備区であった緑区に開設されたため、行政区に最低1館設置されました。 | 施設数 | 施設 | — | — | — | — | 18 | A | 平成28年度に緑区に新たに尾間木児童センターが開設され、各区最低1館の児童センターを設置することができました。それにより、市内に18箇所の児童センターが設置されたため、A評価としました。令和元年度は、予定通り2館の児童センターについて、中規模修繕を実施し機能回復を図ることが出来ました。 | 利用者がより安心して楽しく利用できるよう、施設の適正な管理及び内容の充実について継続的に取り組んでいく必要があります。 | A | A | A | A | 平成28年度に緑区に新たに尾間木児童センターが開設され、各区最低1館の児童センターを設置することができました。それにより、市内に18箇所の児童センターが設置ができ、当初の目標を達成することができました。また、利用者等の要望等に対応しながら適切に管理・運営を行いました。 | A | 青少年 育成課 |

【様式2】その他事業

| 事業番号 | 事業名 | 事業概要及び目標 | 指標 | 単位 | 区分 | R1量の見込み | R1確保方策(目標) | R1量の実績値 | R1達成値 | R1評価 | R1年度事業実施内容・成果及び評価 | 今後の課題 | 過年度評価 | | | | 計画期間(平成27年度～令和元年度)における事業実績の分析と評価 | 計画期間における総合評価 | 所管 |
|------|-------------------------------|--|--------------|----|----|---------|------------|---------|-------|------|--|--|-------|-------|-------|-------|---|--------------|---------|
| | | | | | | | | | | | | | H27評価 | H28評価 | H29評価 | H30評価 | | | |
| 80 | さいたま市中学生職業体験事業「未来(みらくる)ワーク体験」 | キャリア教育の視点から、市立中学校等の生徒を対象に、勤労観、職業観をはぐくみ、学ぶことの意義を考える機会とするため、地域の事業所等の協力を得て、さいたま市中学生職場体験事業「未来(みらくる)ワーク体験」を実施します。 | 事業の実施 | — | — | — | — | — | 実施 | A | さいたま市中学生職業体験事業「未来(みらくる)ワーク体験」について、市立中・特別支援学校全60校で職場体験を実施し、生徒に勤労観、職業観をはぐくみ、学ぶことの意義を考える機会となったため、A評価としました。 | さいたま市中学生職場体験事業「未来(みらくる)ワーク体験」では、生徒を受け入れる協力事業所が重要であるため、推進委員に協力いただきながら、関連団体の会合等に参加したり、資料を配布したりする等、受入れ事業所への協力依頼を行う必要があります。 | A | A | A | A | さいたま市中学生職業体験事業「未来(みらくる)ワーク体験」を平成27年度から令和元年度まで継続して実施しました。生徒に勤労観、職業観をはぐくみ、学ぶことの意義を考える機会とすることができたため、A評価としました。 | A | 生涯学習振興課 |
| 81 | 子ども・若者支援ネットワーク事業 | 子ども・若者育成支援推進法に基づき、社会生活を円滑に営む上での困難を有する子ども・若者に対する支援を効果的に実施するためにネットワーク会議を開催します。 | 会議回数 | 回 | — | — | — | — | 3 | C | 子ども・若者支援ネットワーク事業の会議回数について、年6回を予定していましたが、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から代表者会議及び実務者会議を中止とし、計3回の実施であったことから、C評価としました。 | 子ども・若者を取り巻く環境は常に変化するなか、子ども・青少年が抱える問題は複合化・複雑化しているため、関係機関の連携、重層的な支援を図る必要があります。 | A | B | B | B | 会議開催回数は目標値に及ばなかったものの、計画期間を通して目標の80%に達していることに加え、ネットワークの関係機関における各分野の最新支援方策について、ネットワーク会議の場で情報共有でき、一定程度の成果は挙げられたのでB評価としました。 | B | 青少年育成課 |
| 82 | 若者自立支援ルーム事業 | 社会生活を送るうえで、困難を有する市内在住30歳代までの若者に対し、個人の状態に合わせた、自立支援プログラムを段階的に実施し、円滑に社会的自立が果たせるよう継続的な支援を行います。 | 延べ利用者数 | 人 | — | — | — | — | 7,046 | B | 若者自立支援ルームの延べ利用者数について、利用者に対し、その個人の状態に合わせた自立支援プログラムを段階的に実施し、支援を行った結果7,046人の延べ利用者数となりましたが、移転後の活動スペースの減少や、新型コロナウイルス感染拡大防止のため令和2年3月閉所したことなどの要因により、目標の80%にとどまり、B評価としました。 | 多様な困難を抱える若者を対象とするため、多くの関係支援機関と綿密な連携体制を構築する必要があります。また、令和2年度より、新たに市内2か所目となる若者自立支援ルームを開設し受入れ体制を拡充することから、より一層の周知活動を行う必要があります。 | A | A | A | A | 令和元年度については目標達成はできなかったものの、計画期間を通じてほぼ目標を達成しており、また、就労や復学へ向けた次のステップへ進んだ利用者も年々増加しており、一定の成果が現れていると評価できます。 | A | 青少年育成課 |
| 83 | 若者ユースアドバイザー事業 | 子ども・若者の自立支援に関する専門的な相談に対応するため、若者自立支援ルーム、児童相談所等の職員、ボランティアに対するスキルアップを目指した講座を開催します。 | ユースアドバイザーの人数 | 人 | — | — | — | — | 23 | A | ユースアドバイザー養成研修について、スキルアップ研修を実施し、23人に対してユースアドバイザーとして修了証を交付できたため、A評価としました。また、スキルアップ研修実施後に、中級編のブラッシュアップ研修を実施しました。 | 受講者数を増やしていくため、現在の若者が抱える課題についての理解を深め、時代に合った研修内容を検討する必要があります。また適切な支援を行うために、研修後も、様々な分野での最新の支援方策について情報共有できるネットワーク構築を検討していく必要があります。 | A | A | A | A | 計画期間を通じて、目標の20人以上のユースアドバイザーの養成を達成できたため、A評価としました。また、スキルアップ研修受講者に対し、毎年レベルアップを図るための実践研修として、ブラッシュアップ研修も実施し、一定の成果は現れたと評価します。 | A | 青少年育成課 |

【様式2】その他事業

| 事業番号 | 事業名 | 事業概要及び目標 | 指標 | 単位 | 区分 | R1量の 見込み | R1確保 方策 (目標) | R1 量の 実績値 | R1 達成値 | R1 評価 | R1年度事業実施内容・ 成果及び評価 | 今後の課題 | 過年度評価 | | | | 計画期間(平成27年度～令和 元年度)における 事業実績の分析と評価 | 計画期 間にお ける総 合評価 | 所 管 |
|------|-----------------|--|---------------------|----|----|-------------|--------------------|-----------------|-----------|----------|--|---|-----------|-----------|-----------|-----------|--|--------------------------|------------|
| | | | | | | | | | | | | | H27 評価 | H28 評価 | H29 評価 | H30 評価 | | | |
| 84 | 若年者職業的自立支援事業 | 若年者の職業的自立を図るため、地域若者サポートステーション事業をはじめとする各種若年者就業支援を行います。 | 若年者就業支援による就職等進路決定者数 | 人 | — | — | — | — | 123 | B | 下記2事業の若年者への就労支援を実施した結果、就職等進路決定者数(就職者数)が合計123名となり、目標値に対して、達成値が約8割となったためB評価としました。 ・「地域若者サポートステーションさいたま」における就労支援による進路決定者数 94名 ・若年者等インターンシップ業務による就職者数 29名 | 昨年度までは、雇用人材不足による求職者優位の「売り手市場」傾向が続いていましたが、今般の新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、逆に事業者側の求人が停滞することが予想されることから、さらなる若年者への就労支援事業が必要です。 | A | A | A | B | 計画期間の平成27年度～平成29年度までは、目標値に対する達成値が高く年度評価をAとしていましたが、平成30年度～令和元年度では、求職者優位の「売り手市場」傾向が続いたため、地域若者サポートステーションさいたまを利用しなくても自動的に就労できた若年者が増加したと思われることから、地域若者ステーションさいたまによる進路決定者数等が減少したため、年度評価が下がりました。そのため、計画期間全体の評価としては、Bとしました。 | B | 労働政策課 |
| 85 | いじめのないまちづくり推進事業 | 「さいたま市いじめのないまちづくりネットワーク」を活用し、いじめ防止等に関する関係機関や団体と連携し、啓発活動を行うことで、いじめ撲滅に向けた市全体の気運を高めるとともに、相談体制の整備を行うなど、いじめ防止等のための対策を推進します。 | 啓発活動の実施回数 | 回 | — | — | — | — | 2 | A | 啓発活動について、さいたま市いじめのないまちづくりネットワークを2回開催し、関係機関の連携、情報共有を図ることができたため、A評価としました。 また、啓発品として、いじめ防止5ヶ条を記載したうちわとクリアファイルを作成し、夏祭りの巡回パトロールや、いじめ防止シンポジウム等のイベント、各小中学校の教職員向けに配布しました。 | 子ども・若者を取り巻く環境の変化により複雑化するいじめ問題に対応するため、いじめのないまちづくりネットワークにおいて、関係機関の更なる連携が必要です。 | A | A | B | A | 計画期間を通じて、いじめのないまちづくりネットワークにおいて、関係機関の情報共有、連携を図ることができました。また広く周知するために、啓発品を作成し、学校関係や地域の方々に配布しました。 | A | 青少年育成課 |
| 86 | ひきこもり対策推進事業 | 「ひきこもり相談センター」を開設し、電話面接等やグループ活動による相談支援を実施します。 また、地域連携や普及啓発、人材育成を実施し、支援の充実を図ります。 | (仮称)ひきこもりサポーター派遣件数 | 件 | — | — | — | — | 113 | A | 「(仮称)ひきこもりサポーター」については、平成27年度より「リレートサポーター」と定め、訪問等の派遣事業を実施しています。養成研修は予備日を設け、2回実施し、30名が参加、そのうち16名が登録しました。また、派遣件数が、113件と目標値を上回ったため、A評価としました。 派遣事業利用者のうち、93.8%に意欲や生活面で何らかの良い変化がみられ、56.3%にひとりで外出ができるようになった等のひきこもり状態の改善がみられています。 | 「(仮称)ひきこもりサポーター」は、大学生が多く、就職等により活動終了となることが多いため、継続的な養成が課題となっています。 | A | A | A | B | 「(仮称)ひきこもりサポーター」事業を開始し、思考錯誤しながら継続的に実施してきたことで、事業利用者の良い変化につながる支援ができたと考えます。 | A | こころの健康センター |

【様式2】その他事業

| 事業番号 | 事業名 | 事業概要及び目標 | 指標 | 単位 | 区分 | R1量の見込み | R1確保方策(目標) | R1量の実績値 | R1達成値 | R1評価 | R1年度事業実施内容・成果及び評価 | 今後の課題 | 過年度評価 | | | | 計画期間(平成27年度～令和元年度)における事業実績の分析と評価 | 計画期間における総合評価 | 所管 |
|------|--------------------|--|----------------|----|----|---------|------------|---------|-------|------|---|---|-------|-------|-------|-------|---|--------------|---------|
| | | | | | | | | | | | | | H27評価 | H28評価 | H29評価 | H30評価 | | | |
| 87 | 教育相談室・適応指導教室 | 市内6か所の教育相談室・適応指導教室において、児童生徒の学校生活に関わる様々な相談や、幼児のことばや発音などに関する相談に応じます。また、学校に行く気持ちがありながら、様々な理由で登校することが困難な児童生徒に対して、学校復帰や社会的自立を目指す支援・指導を行います。 | 適応指導教室に通う児童生徒数 | 人 | — | — | — | — | 97 | A | 令和元年度は、各教育相談室において、一つひとつの相談に対し、心理の専門家が相談にあたる等、きめ細やかな対応を行うことができました。最も相談件数の多い不登校の相談については、適応指導教室(現：教育支援センター)に通う児童生徒数が97人となったため、A評価としました。 適応指導教室に通うことで、家族以外の人とかかわることができたり、教室以外の場所に登校できるようになったり、学校行事に参加できるようになったりするなど、改善が見られました。 | 児童生徒に直接支援を行う専門職員の支援の質の向上を図る研修や、児童生徒や保護者の多様化・深刻化する相談に対する教育相談員等の支援の在り方についての研修を充実させていきます。また、学校連携をより深め、学校配置のSC、SSW、さわやか相談員の一層の活用、学校と適応指導教室(現：教育支援センター)の役割を明確化、個別支援シート等の活用等を通じて、不登校児童生徒に対する支援の充実を図ります。 | A | A | A | A | 計画期間において、各教育相談室では、児童生徒の学校生活に関わる様々な相談や、幼児のことばや発音などに関する相談に対し、きめ細やかな対応を行うことができました。最も相談件数の多い不登校の相談については、適応指導教室(現：教育支援センター)を十分に活用しながら学校復帰及び社会的自立に向けた支援を行うことができました。 適応指導教室(現：教育支援センター)においては、全ての教育相談室にタブレット端末を活用した学習活動や指導主事による授業型の学習支援を計画的に実施し、学習支援を通じて学校復帰を目指すとともに様々な体験活動を実施し、社会的自立を促しました。 また、更なる教育相談体制の充実を図るために、スクールソーシャルワーカーを増員し、関係機関との連携の強化を図りました。その結果、計画期間を通じて、総合評価はAとしました。 | A | 総合教育相談室 |
| 88 | 青少年の主張大会 | 青少年が日々の暮らしの中での思いを、自分の言葉としてまとめ、発表することにより、いかに生きていくかのテーマを見つけ、自ら考え行動することの契機として、実施します。 | 応募人数 | 人 | — | — | — | — | 934 | B | 青少年の主張大会について、市内各小中高校に作品の応募を働きかけたところ、934点の応募があったため、B評価としました。 | 青少年の主張大会の応募者が平成26年度より減少したため、募集チラシの早期作成や、各学校における夏休みの課題として積極的に取り上げていただけるよう働きかけが必要です。 | A | B | A | B | 計画期間を通して、5,613点の応募があり、目標の約94%に達したため、A評価としました。 | A | 青少年育成課 |
| 89 | 青少年による郷土芸能伝承活動支援事業 | 青少年の地域へのかかわりや地域の人々との交流を一層推進するため、青少年の健全育成及び郷土芸能を伝承する目的を持った団体活動を支援します。 | 交付団体数 | 団体 | — | — | — | — | 37 | A | 令和元年度は当初見込んでいた40団体には届かなかったものの、37団体からの申請があり、活動の補助を行ったため、A評価としました。 | 青少年の地域へのかかわりや地域の人々との交流の場を維持するため、継続した支援に取り組む必要があります。 | A | B | A | A | 計画期間を通して、目標の90%以上の団体からの申請を受け、郷土芸能伝承活動団体へ支援ができたため、A評価としました。 | A | 青少年育成課 |

【様式2】その他事業

| 事業番号 | 事業名 | 事業概要及び目標 | 指標 | 単位 | 区分 | R1量の 見込み | R1確保 方策 (目標) | R1 量の 実績値 | R1 達成値 | R1 評価 | R1年度事業実施内容・ 成果及び評価 | 今後の課題 | 過年度評価 | | | | 計画期間(平成27年度～令和 元年度)における 事業実績の分析と評価 | 計画期 間にお ける総 合評価 | 所 管 |
|------|-------------------------------|---|--------------------------|----|----|-------------|--------------------|-----------------|-----------|----------|--|--|-----------|-----------|-----------|-----------|--|--------------------------|------------------|
| | | | | | | | | | | | | | H27 評価 | H28 評価 | H29 評価 | H30 評価 | | | |
| 90 | 青少年団体 補助事業 | 青少年団体の自主活動や 育成組織活動を促進するた めのボランティア活動・イベ ント事業などについて、青少 年団体等に補助を行い、青少 年の健全育成を推進しま す。 | 交付団 体数 | 数 | — | — | — | — | 91 | A | 次のとおり91団体に補助金 を交付し、活動を支援したこ とから、A評価としました。 (さいたま市ボーイスカウト協 議会・さいたま市ガールスカ ウト連絡協議会・青少年育成 さいたま市民会議本部・青少 年育成さいたま市民会議10 区連絡会・青少年育成さい たま市民会議67地区会・さい たま市子ども会育成連絡協 議会・さいたま市子ども会10 区連合会) | 補助金の交付について説 明責任を十分に果たせるよ う、青少年団体に対し補助金 の公平性、透明性について、 引き続き周知を行う必要が あります。 | A | A | A | A | 計画期間を通じて、目標値 である91団体に補助金を交 付し、青少年の健全育成を 目的とする青少年団体の活 動を引き続き支援ができた 。 | A | 青少年 育成課 |
| 113 | 寡婦(夫)控 除みなし適用 | 所得税法や地方税法等に 基づく寡婦(夫)控除と同様 に、寡婦(夫)控除をみなし で適用することにより、婚姻 歴の有無による課税対象所 得の差異について解消しま す。 | 寡婦 (夫)み なし適用 件数 | 件 | — | — | — | — | 25 | B | 保育施設利用者が多くそ の申請件数及び適用件数が 多かったが、適用件数が令 和元年度の目標値として設 定した32件を下回ったため、 B評価としました。 | 制度を適用するには申請 や申出が必要となるため、対 象となる可能性がある方へ の積極的な案内や周知が必 要となります。 | — | — | — | A | 目標値は達成できません でしたが、保育分野で申請 件数及び適用件数が多く、2 年間の平均適用件数が30件 のためA評価としました。 | A | 子育て 支援政 策課 |
| 114 | 勤労者支援 資金融資 | 市内在住の勤労者を対象 に、教育資金等の融資を行 います。(教育資金の用途 は、学校教育法に定められ た教育機関、各種専門学校 等の入学金、授業料など本 人又は家族の教育費) | 適正な 実施 | — | — | — | — | — | 実施 | A | 市内在住の勤労者に対す る生活支援策として、生活の 安定及び福祉の向上を目的 に、住宅・教育資金の融資 のあっせんを行う勤労者支 援資金融資事業を実施した ため、A評価としました。 | 低金利水準が続き、民間 金融機関等に比べて当該事 業の金利に割高感があるこ とから、令和元年度の利用 件数は0件と、年々件数が減 少していることから、市民認 知度を上げるため、市報、市 ホームページ、商工会議所 会報誌等への掲載などによ り、引き続き事業の周知活 動に注力する必要があります。 | — | — | — | A | 平成30年度～令和元年度 までの計画期間の年度別評 価が継続して目標を達成し、 年度別評価もそれぞれAで あるため、総合評価もAと しました。 | A | 労働政 策課 |
| 115 | 要保護準要 保護児童生 徒医療援助 事業 | 経済的な理由で、就学困 難と認められる児童生徒の 保護者に対し、政令に定め られた疾病治療に対する医 療費を援助します。 | 適正な 実施 | — | — | — | — | — | 実施 | A | 経済的な理由で、就学困難 と認められる児童生徒の保 護者に対し、経済的な差によ らず医療機関へ受診できる よう、医療費の援助を適正に 実施したことから、A評価と しました。 | 引き続き、経済的な理由で 就学困難と認められる児童 生徒の保護者に対し、制度 の周知を図るとともに、政 令に定められた疾病治療 に対する医療費の援助を適 正に実施する必要があります。 | — | — | — | A | 平成30年度から令和元 年度までの計画期間の年 度別評価が継続して目標 を達成したため、総合評 価もAとしました。 | A | 健康教 育課 |

【様式2】その他事業

| 事業番号 | 事業名 | 事業概要及び目標 | 指標 | 単位 | 区分 | R1量の見込み | R1確保方策(目標) | R1量の実績値 | R1達成値 | R1評価 | R1年度事業実施内容・成果及び評価 | 今後の課題 | 過年度評価 | | | | 計画期間(平成27年度～令和元年度)における事業実績の分析と評価 | 計画期間における総合評価 | 所管 |
|------|----------------------|--|-------|----|----|---------|------------|---------|-------|------|---|---|-------|-------|-------|-------|--|--------------|---------|
| | | | | | | | | | | | | | H27評価 | H28評価 | H29評価 | H30評価 | | | |
| 116 | 準要保護児童生徒給食援助事業 | 経済的理由で就学困難と認められる学齢児童生徒の保護者に対し、学校給食費を援助します。 | 適正な実施 | — | — | — | — | — | 実施 | A | 経済的理由で就学困難と認められる学齢児童生徒の保護者に対し、学校給食費の援助を適正に実施することで経済的な差によらず児童生徒に給食の提供ができました。 また、新型コロナウイルス感染症に伴う市立学校の一斉臨時休業期間についても、昼食費として学校給食費相当額を支給したことから、A評価としました。 | 経済的理由で就学困難と認められる学齢児童生徒の保護者に対し、制度の周知を図るとともに、学校給食費の援助を適正に実施する必要があります。 | — | — | — | A | 平成30年度から令和元年度までの計画期間の年度別評価が継続して目標を達成したため、総合評価もAとしました。 | A | 健康教育課 |
| 117 | 特別支援教育就学奨励費事業 | 小・中学校に就学する障害のある児童生徒の保護者等の経済的負担を軽減するため、その負担の能力に応じ、就学に必要な経費を一部補助します。それにより、特別支援教育の普及奨励を図ります。 | 適正な実施 | — | — | — | — | — | 実施 | A | 学校を通じて対象者から申請を受け付け、906人に支給を実施しました。 | 引き続き本事業を実施します。 | — | — | — | A | 計画どおり事業を実施することができました。 | A | 特別支援教育室 |
| 118 | 認可保育所等の利用者負担額の軽減 | 失業や疾病等により世帯収入が著しく減少したとき、家屋等が火災、風水害、震災等の災害により損害を受けたときなど、認可保育所等の利用者負担額の支払いが困難と認められる場合に減免します。 | 適正な実施 | — | — | — | — | — | 実施 | A | 令和元年度の減免適用児童数は10名(10世帯)、のべ33か月分の減免を行いました。 【内訳】 災害:(自宅全焼)1名、(自宅水損)9名 | 申請に基づく減免制度であるため、引き続き周知を図っていきます。 | — | — | — | A | 計画期間を通して適正に実施し続けることで、やむを得ない理由で利用者負担額の支払いが困難となった世帯の負担を軽減することができました。このため、A評価としました。 | A | 保育課 |
| 119 | 食物アレルギー疾患生活管理指導表助成事業 | 認可保育所等に在籍する児童の保護者(市町村民税非課税・均等割額のみ世帯)に対し、「保育所等における食物アレルギー疾患生活管理指導表」の取得に要する費用の全部又は一部を助成します。 | 適正な実施 | — | — | — | — | — | 実施 | A | 申請に基づく助成制度であり、また対象者も限定的であることから具体的な目標設定は困難ではありますが、申請に基づき適正な処理を行ったため、A評価としました。 【実績】 助成適用人数:9人 助成額:16,950円 | 認可保育所等の在園児の約5%が食物アレルギーを保有することから、より事業の周知徹底を図る必要があります。 | — | — | — | A | 計画期間を通して適正に実施し続けることで、助成対象となる世帯の負担を軽減し、児童の健全な育成と児童福祉の増進を図ることができました。このため、A評価としました。 | A | 保育課 |
| 120 | 幼稚園就園奨励事業 | 幼稚園への就園を奨励するため、各種助成制度を通じて保護者の経済的負担を軽減します。 | 適正な実施 | — | — | — | — | — | 実施 | A | 世帯の経済状況にかかわらず、全ての子どもに質の高い幼児教育を受ける機会を保障することが本事業の目的であり、世帯の経済状況等に応じて各種助成金を適正に交付することができました。 | 令和元年9月をもって幼稚園就園奨励費補助については終了しました。令和元年10月からは幼児教育・保育無償化を実施します。 | — | — | — | A | 世帯の経済状況等に応じて各種助成金を適正に交付することで、保護者の経済的負担を軽減し、幼稚園への就園を奨励することができました。 | A | 幼児政策課 |

【様式2】その他事業

| 事業番号 | 事業名 | 事業概要及び目標 | 指標 | 単位 | 区分 | R1量の 見込み | R1確保 方策 (目標) | R1 量の 実績値 | R1 達成値 | R1 評価 | R1年度事業実施内容・ 成果及び評価 | 今後の課題 | 過年度評価 | | | | 計画期間(平成27年度～令和 元年度)における 事業実績の分析と評価 | 計画期 間にお ける総 合評価 | 所 管 |
|------|------------------|---|-------|----|----|-------------|--------------------|-----------------|-----------|----------|--|--|-----------|-----------|-----------|-----------|---|--------------------------|--------|
| | | | | | | | | | | | | | H27 評価 | H28 評価 | H29 評価 | H30 評価 | | | |
| 121 | 一時保育利用料の軽減 | 公立保育所の一時保育を利用する児童の保護者(生活保護世帯・前年分の所得税非課税世帯かつ前年度市町村民税非課税世帯)に対し、一時保育利用料の全部を助成します。 | 適正な実施 | — | — | — | — | — | 実施 | A | 申請に基づく減免制度であり、また対象者も限定的であることから具体的な目標設定は困難ではありますが、申請に基づき適正な処理を行ったため、A評価としました。 【実績】 減免適用人数:80人(延べ人数) | 核家族化の進行等に伴い、定期利用の保育需要が高まっている中、一時保育事業についても継続した需要が見込まれます。今後の社会状況の変化や利用状況等の推移を注視し、本事業においても引き続き適正な処理及び周知の徹底を図る必要があります。 | — | — | — | A | 計画期間を通して適正に実施し続けることで、減免対象となる世帯の負担を軽減することができました。このため、A評価としました。 | A | 保育課 |
| 122 | 公設放課後児童クラブ指導料の軽減 | 生活保護世帯及び、所得税非課税かつ市町村民税非課税世帯は指導料を免除し、所得税非課税かつ市町村民税課税世帯は指導料を軽減します。また、児童の属する世帯の収入が著しく減少したとき等の場合は、指導料を減免します。 | 適正な実施 | — | — | — | — | — | 実施 | A | さいたま市放課後児童クラブ条例施行規則に基づき、生活保護世帯及び所得税非課税かつ市町村民税非課税世帯は指導料の免除、所得税非課税かつ市町村民税課税世帯は指導料の軽減を行ったため、A評価としました。 | 世帯の収入が著しく減少したとき等に適用となる減免制度について、より市民に認知されるよう周知をしていく必要があります。 | — | — | — | A | さいたま市放課後児童クラブ条例施行規則に基づき、生活保護世帯及び所得税非課税かつ市町村民税非課税世帯は指導料の免除、所得税非課税かつ市町村民税課税世帯は指導料の軽減を行い、放課後児童クラブを利用する保護者の支援を実施しました。 | A | 青少年育成課 |
| 123 | 水道料金の減額制度 | 生活保護法による生活扶助を受給している方、児童扶養手当を受給している方及び市県民税非課税世帯などに対して、水道料金を減額します。 | 適正な実施 | — | — | — | — | — | 実施 | A | 生活保護法による生活扶助を受給している方、児童扶養手当を受給している方及び市県民税・県民税非課税世帯などに対して、申込みに基づき水道料金の減額を行ったため、A評価としました。 | 該当者に水道料金の減額制度を周知し、引き続き適正に制度を維持します。 | — | — | — | A | さまざまな媒体での広報活動を継続して行い、該当者に制度を周知し、安定した支援ができました。 | A | 営業課 |
| 124 | 下水道使用料の減額制度 | 下水道使用料について、生活保護法による生活扶助を受給している方は免除、また、市県民税非課税世帯及び児童扶養手当を受給している方は減額します。 | 適正な実施 | — | — | — | — | — | 実施 | A | 下水道使用料について、生活保護法による生活扶助を受給している方、また、市県民税非課税世帯及び児童扶養手当を受給している方に対して、下水道使用料の免除や減額を実施しました。 | 申請に基づく減免制度であるため、引き続き周知を図っていきます。 | — | — | — | A | 事業を継続的に実施したことで、安定した支援を行うことができました。 | A | 下水道総務課 |
| 125 | 生活保護事業 | 病気や障害により働けなくなるなど、生活費や医療費に困っている世帯に対して、必要な生活保障を行い、自立できるように支援します。世帯の収入及び保護の基準に基づき、生活扶助、住宅扶助、教育扶助など、世帯の状況に応じた扶助を行います。 | 適正な実施 | — | — | — | — | — | 実施 | A | 各区福祉課において面談等を通じて世帯の状況を把握し、必要な保護を適正に実施し、生活の安定を図ったため、A評価としました。 | 生活保護制度等において新たな支援策が創設された際、必要な支援が行えるように面談等を通じて世帯状況を把握することが今後も大切なことと考えます。 | — | — | — | A | 毎年度、各区福祉課において面談等を通じて世帯の状況を把握し、必要な保護を適正に実施し、生活の安定を図ったため、A評価としました。 | A | 生活福祉課 |

【様式2】その他事業

| 事業番号 | 事業名 | 事業概要及び目標 | 指標 | 単位 | 区分 | R1量の 見込み | R1確保 方策 (目標) | R1 量の 実績値 | R1 達成値 | R1 評価 | R1年度事業実施内容・ 成果及び評価 | 今後の課題 | 過年度評価 | | | | 計画期間(平成27年度～令和 元年度)における 事業実績の分析と評価 | 計画期 間にお ける総 合評価 | 所 管 |
|------|----------------------------|---|-------------------------------|----|----|-------------|--------------------|-----------------|-----------|----------|---|---|-----------|-----------|-----------|-----------|--|--------------------------|----------|
| | | | | | | | | | | | | | H27 評価 | H28 評価 | H29 評価 | H30 評価 | | | |
| 126 | 生活困窮者自立支援事業(生活自立・仕事相談センター) | 経済的な問題等で困窮されている方に、自立に向けた支援計画を立て、総合的な支援を行います。主に、離職等により、住居を失った、又は失うおそれのある方へ家賃相当額を支給する住居確保給付金の支給、すぐには就労が難しい方に対する就労に向けた準備の支援、家計の状況を整理し、相談者自らが家計管理できるようになるための家計相談支援などを組み合わせて支援します。※一部の事業には利用に際し、収入等の要件があります。 | 相談件数 | 件 | — | — | — | — | 1,435 | C | 各区に設置した「生活自立・仕事相談センター」にて生活困窮者に対し相談支援を実施し、新規相談件数について令和元年度の実績は1,435件となり令和元年度の目標値として設定した2,481件に対する割合が58%となったため、C評価としました。 | 新型コロナウイルス感染症拡大による生活困窮者に対する支援体制を整えます。また、新規相談件数の向上に向け、潜在的支援対象者に対しアウトリーチを強化する必要があります。 | — | — | — | C | 平成29年度以降は相談件数が増加しているものの、計画期間中は年度別評価は全てC評価でした。 生活保護に至る前の段階の支援を実施する事業として、潜在的支援対象者に対しアウトリーチを強化する必要があります。 | C | 生活福祉課 |
| 127 | ひとり親家庭等高等学校卒業程度認定試験合格支援事業 | ひとり親家庭の学び直しのため、高等学校卒業程度認定試験の対策講座を受講し、その修了時と高等学校卒業程度認定試験の合格時に、経費の一部を支給します。 | ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援給付金支給件数 | 件 | — | — | — | — | 1 | C | ひとり親家庭ガイドブックへの掲載や児童扶養手当受給者へ案内作成を行う等事業の周知をしておりますが、令和元年度においては支給実績が1件であり、目標値を達成できなかったため、C評価としました。 | 事業についての問合せが増えており、令和元年度に講座指定を数件決定しています。令和2年度以降それら対象者の支給を行い、引き続き周知を図る必要があります。 | — | — | — | C | 既に学校に在学している方は高等学校等就学支援金制度の対象外になるため対象者が少なく、支給件数が毎年度少ないことからC評価としました。 | C | 子育て支援政策課 |
| 128 | 勤労者支援事業(働く人の支援講座) | 市内在住の求職者・勤労者及び市内事業所に従事する勤労者に対して、労働に係る諸問題に関する講座を実施します。 | 適正な実施 | 実施 | — | — | — | — | 実施 | A | 市内在住の求職者及び市内勤労者への支援策として、「働く人の支援講座」労務実務コースにおいて、知っておくべき労働法制や時事的な問題等に係る以下の講座を実施したため、A評価としました。 ・「労働関連法令の基礎」延べ122名受講 ・「社会保険・労働保険の基礎」延べ330名受講 ・「働き方改革の取り組みポイント」35名受講 ・「女性登用・女性の就労継続への取り組みポイント」21名受講 ・「ハラスメントの実例と対策」33名受講 | 講座のテーマとして、勤労者が知っておくべき時事的な問題を的確に設定することが重要であり、委託においては、専門の事業者へ委託を行い、テーマ内容の検討、設定を行う必要があります。 | — | — | — | A | 平成30年度～令和元年度までの計画期間の年度別評価が継続して目標を達成し、年度別評価もそれぞれAであるため、総合評価もAとしました。 | A | 労働政策課 |

【様式2】その他事業

| 事業番号 | 事業名 | 事業概要及び目標 | 指標 | 単位 | 区分 | R1量の 見込み | R1確保 方策 (目標) | R1 量の 実績値 | R1 達成値 | R1 評価 | R1年度事業実施内容・ 成果及び評価 | 今後の課題 | 過年度評価 | | | | 計画期間(平成27年度～令和 元年度)における 事業実績の分析と評価 | 計画期 間にお ける総 合評価 | 所 管 |
|------|----------------------|--|--------------------|----|----|-------------|--------------------|-----------------|-----------|----------|---|--|-----------|-----------|-----------|-----------|--|--------------------------|----------------|
| | | | | | | | | | | | | | H27 評価 | H28 評価 | H29 評価 | H30 評価 | | | |
| 129 | 雇用対策推進事業(就職支援体制整備事業) | ワークステーションさいたまにおいて、国の職業相談・紹介と連携してキャリア・コンサルティングや内職相談などを実施するほか、子育て世代を中心に、求職者に向けた就業支援を実施します。 | ワンストップ就職支援サービス利用者数 | 人 | — | — | — | — | 9,942 | A | 働く意欲を持つ全ての市民の就業のために、埼玉労働局との協定に基づき、協働で運営する就労支援施設「ワークステーションさいたま」において、キャリアコンサルティングや内職相談、子育て世代を中心とした就業支援を実施した結果、延べ利用者数が9,942人であり、令和元年度の目標としていた9,400人を上回ったため、A評価としました。 | 北浦和駅隣接という好立地を生かし、施設利用者数の更なる拡大が求められています。 | — | — | — | A | 平成30年度～令和元年度までの計画期間の年度別評価が継続して目標を達成し、年度別評価もそれぞれAであるため、総合評価もAとしました。 | A | 労働政策課 |
| 130 | 母子緊急一時保護事業 | 緊急に保護を必要とする母子を母子生活支援施設に入所させ、当面必要な保護を行います。 | 適正な実施 | — | — | — | — | — | 実施 | A | 緊急に保護を必要とする母子を迅速に受け入れる態勢を整え、継続的に事業を実施することを目標としていましたが、令和元年度も引き続き事業を実施したため、A評価としました。 【参考】 令和元年度受入れ件数：9件 | 市内の母子生活支援施設が1か所であるため、夫等の暴力等から避難し保護が必要である母子を入所させた場合、所在が特定される恐れがあります。このため、母子の安全性を高めるために、設備の整備といったハード面だけでなく、入居者へ利用にあたっての生活ルールを理解してもらう等、ソフト面にも配慮して運営していく必要があります。 また、本事業は、緊急一時的に保護する目的であるため、短い期間の中で母子の新たな居住場所を探す支援を行う必要があります。このため、区役所支援課や福祉課、また各相談機関と情報共有を行い、母子の生活の安定に向けた支援を行う必要があります。 | — | — | — | A | 緊急一時的に保護する必要のあった母子に対して、新たな居住場所を探す等の支援を行うため、区役所支援課や福祉課、また各相談機関と情報共有を行い、母子の生活の安定に向けた支援を行うことが出来ました。 | A | 子ども家庭総合センター総務課 |

【様式2】その他事業

| 事業番号 | 事業名 | 事業概要及び目標 | 指標 | 単位 | 区分 | R1量の 見込み | R1確保 方策 (目標) | R1 量の 実績値 | R1 達成値 | R1 評価 | R1年度事業実施内容・ 成果及び評価 | 今後の課題 | 過年度評価 | | | | 計画期間(平成27年度～令和 元年度)における 事業実績の分析と評価 | 計画期 間にお ける総 合評価 | 所 管 |
|------|-------------------|---|-------|----|----|-------------|--------------------|-----------------|-----------|----------|---|--|-----------|-----------|-----------|-----------|---|--------------------------|------------|
| | | | | | | | | | | | | | H27 評価 | H28 評価 | H29 評価 | H30 評価 | | | |
| 131 | 未成年後見人支援事業 | 親権を行う者又は未成年後見人がいない児童等について、児童相談所長は福祉のために必要があるときは、家庭裁判所に対して未成年後見人の選任の請求をし、その選任された未成年後見人の支援として、必要な報酬の支払いと損害賠償保険の加入を行います。 | 適正な実施 | — | — | — | — | — | 実施 | A | 新たに3名の児童に対し、未成年後見人の選任請求をおこない、選任された未成年後見人に対し、報酬の支払い及び、損害賠償保険の加入を適正に行うことができたため、A評価としました。 | 厚生労働省より、児童相談所長以外が選任請求をおこなった場合でも、報酬の支払い及び損害賠償保険の加入を行えるよう支援事業の拡充が示されています。しかし、本市においては、候補児童が待機している現状があり、その中でより緊急的にまた後見人が必要とされる児童を優先するため、拡充にあたり優先順位等をどのように設定していくか課題となります。 | — | — | — | A | 選定会議等により、優先度が高い児童に支援を行えませんでした。現在も候補児童が待機している現状ではありますが、的確な優先順位及び支援を行えたため、A評価としました。 | A | 北部・南部児童相談所 |
| 132 | 身元保証人確保対策事業 | 児童養護施設等に入所中又は退所した子どもに対し、就職やアパート等の賃借、大学等へ進学する際に施設長等が身元保証人となった場合の損害保険契約を締結することにより、身元保証人を確保し、子どもの社会的自立の促進を図ります。 | 適正な実施 | — | — | — | — | — | 実施 | A | 児童養護施設等に入所中、または退所した児童に対して、施設長等が身元保証人になった際に、適正に損害保険契約を締結したため、A評価としました。 | 身元保証人確保対策事業は、就職やアパート等の賃借、大学等へ進学する際に損害保険契約を行うことから、年度末に集中することが多く、効率的に手続きを行っていく必要があります。 | — | — | — | A | 児童養護施設等に入所中、または退所した児童に対して、施設長等が身元保証人になった際に、適正に損害保険契約を締結したため、A評価としました。 | A | 北部・南部児童相談所 |
| 133 | 自立援助ホーム入所児童自立援助事業 | 自立援助ホームに委託された児童の就業を支援し、その自立を図るため、就職に際して必要となる若しくは就職に有利となる資格の取得に必要な講座の受講費等を援助します。 | 適正な実施 | — | — | — | — | — | 実施 | A | 当市の自立援助ホーム入所児童が入校した自動車学校の経費について、補助を実施し、児童の就職・自立を促進する制度です。令和元年度は、該当となる児童がいなかったため支給実績はありませんでしたが、申込があれば補助できる体制を整えていたため、A評価としました。 | 今年度は申込者がいなかったため、引き続き対象児童の在籍する施設に周知を行う必要があります。 | — | — | — | A | 自立援助ホーム入所児童に対して、就職等に役立つ資格の取得に必要な経費の補助を適正に行ってきたため、A評価としました。 | A | 北部・南部児童相談所 |
| 134 | 子どもの精神保健相談室 | 「子どもの精神保健相談室」を開設し、電話・面接等やグループ活動による相談支援を実施します。 | 適正な実施 | — | — | — | — | — | 実施 | A | 小学校高学年から中学生の子どもとその家族等を対象に電話や面接相談を実施しました。また、子どもや家族への支援を目的とした集団心理教育グループを実施したため、A評価としました。 | 今後も子どもや保護者のこころの健康の回復のため、引き続き相談支援を実施していく必要があります。また、関係機関との連携や子どもの身近な支援者の相談知識と技術の向上が求められており、子どもの精神保健福祉に関する研修を開催し、質の向上を図る必要があります。 | — | — | — | A | 小学校高学年から中学生の子どもとその家族等を対象に電話や面接相談を実施しました。また、子どもや家族への支援を目的とした集団心理教育グループを実施し、相談者へのこころの健康の回復に寄与できたと思われます。 | A | こころの健康センター |

【様式2】その他事業

| 事業番号 | 事業名 | 事業概要及び目標 | 指標 | 単位 | 区分 | R1量の 見込み | R1確保 方策 (目標) | R1 量の 実績値 | R1 達成値 | R1 評価 | R1年度事業実施内容・ 成果及び評価 | 今後の課題 | 過年度評価 | | | | 計画期間(平成27年度～令和 元年度)における 事業実績の分析と評価 | 計画期 間にお ける総 合評価 | 所 管 |
|------|---------------------------------|---|--|----|----|-------------|--------------------|-----------------|-----------|----------|---|--|-----------|-----------|-----------|-----------|---|--------------------------|----------------|
| | | | | | | | | | | | | | H27 評価 | H28 評価 | H29 評価 | H30 評価 | | | |
| 135 | 生活困窮者 自立支援事 業(学習支援 事業) | 学業や進学が十分に準備されない生活困窮世帯の子どもが成長し、大人になって再び生活困窮に至る「貧困の連鎖」を防止するため、生活保護受給世帯の中学生及び高校生と児童扶養手当全額受給世帯の中学生を対象として、基礎学力や学習習慣の定着等を目的とした「学習支援」や、良好な人間関係を構築するための「居場所づくり支援」を行います。また、高校生に対しては「高校中退防止」の支援も行います。 | 不安を抱えた生活保護受給世帯の中学生への学習支援実施率 | % | — | — | — | — | 32 | C | 学習等に不安を抱えた生活保護受給世帯の中学生157名について、学習支援教室に対する参加勧奨を実施し、学習支援教室の参加者が50名で実施率が32%となったため、C評価としました。 | 親は通わせたいが子どもは興味がない、またその逆の場合や教室への距離が遠い等、状況に応じて参加の可能性のある子どもに対して、どのように参加勧奨及び支援を提供していくかが課題です。 | — | — | — | B | 平成29年度から30年度にかけては学習支援実施率が上昇しましたが、令和元年度にかけては減少してしまいました。様々な要因が考えられますが、実施率向上のため、ケースワーカーや受託者がアウトリーチを継続して実施していきます。 | C | 生活福祉課 |
| 136 | 入学準備金・ 奨学金貸付 事業 | 経済的な理由で、修学(進学)が困難な高校生、大学生に対し、入学準備金又は奨学金の貸し付けを無利子で行います。 | 適正な実施及び新制度創設 | — | — | — | — | — | 実施 | A | 引き続き、現行の貸付制度により、経済的理由により修学困難な学生等に対し、入学準備金又は奨学金の無利子貸付けを行いました。また、必要な法令改正等を行い、一定の要件に該当した場合に返還金の一部を免除する返還免除制度を新たに創設し、新制度の対象となる入学準備金の貸付けを行ったため、A評価としました。 | 引き続き、無利子貸付けを継続するとともに、新たな返還免除制度についてさらに周知を図る必要があります。 | — | — | — | A | 経済的理由により修学困難な学生等に対し、無利子貸付けを行いました。また、返済に伴う経済的負担にも考慮し、新たに返還免除制度を創設するなど、適切に制度を運用してきたため、A評価としました。 | A | 学事課 |
| 137 | なんでも子ども・若者相談窓口の実施 | 子ども家庭総合センターに総合的な窓口を設置し、相談者の思いや悩みをワンストップで受け止め、相談に訪れた市民に対し適切な情報提供を行うとともに、専門相談機関をはじめとした関係機関へのコーディネートを行います。 | なんでも子ども相談窓口における相談者のうち親身に相談に乗ってくれたと回答した人の割合 | % | — | — | — | — | 97.5 | A | 令和元年度はなんでも子ども相談の窓口にて相談を実施した対象者1461名のうち、198人(13.6%)から回答を得ました。そのうち親身に相談に乗ってくれたかという質問に対し、とても感じる(184人)、まあ感じる(9人)と回答した人の割合は97.5%と、目標値である90%以上を達成しました。。 | 相談終了後にアンケート用紙を渡し、後でゆっくり回答してもらい、受付に回答ボックスを設置しそこに各自回答後の用紙を入れていただく方式を取り入れたところ、アンケート回答数が増えたので、今後もこの方法で実施していきたいと思っています。 | — | — | — | A | なんでも子ども相談窓口にはあらゆる種類の相談が寄せられるため、相談員同士の勉強会や専門機関で実施させる研修への参加を積極的に行いました。また相談内容について係内で振り返り、必要な社会資源の情報収集に努めたり、相談者に分かりやすい資料を作成したり、相談しやすい雰囲気作りとして窓口を季節ごとに飾り付けをする等行いました。 | A | 子ども家庭総合センター総務課 |
| 138 | インクルーシブ子育て支援の実施 | 発達障害児を含む子どもの支援として、保護者の心配事や子ども自身どうしてよいかわからないような困り感に対応可能なプログラムの開発と普及・啓発を行います。 | インクルパートナー養成数 | 人 | — | — | — | — | 132 | A | 令和元年度は保育施設等の子育て支援に携わる職員を対象にインクルパートナー養成研修を9回実施し、研修参加者の所属する施設等にフォローアップ訪問を行い、のべ132人のインクルパートナーを養成したため、A評価としました。 | 地域の子育て支援力を向上させていくためには、多くの子育て支援機関から研修に参加していただくことが必要であるため、研修対象機関へのインクルーシブ子育て支援事業の普及・啓発を行います。 | — | — | — | A | インクルパートナーの養成研修への申込者数が多かったため、開催回数を当初の予定より増やして研修を実施しました。このため平成30年度からインクルパートナーを合計212人(のべ人数)養成し、目標を達成しました。 | A | 子ども家庭支援課 |

【様式2】その他事業

| 事業番号 | 事業名 | 事業概要及び目標 | 指標 | 単位 | 区分 | R1量の 見込み | R1確保 方策 (目標) | R1 量の 実績値 | R1 達成値 | R1 評価 | R1年度事業実施内容・ 成果及び評価 | 今後の課題 | 過年度評価 | | | | 計画期間(平成27年度～令和 元年度)における 事業実績の分析と評価 | 計画期 間にお ける総 合評価 | 所 管 |
|------|-----------------------------------|--|--|----|----|-------------|--------------------|-----------------|-----------|----------|--|---|-----------|-----------|-----------|-----------|--|--------------------------|--------------|
| | | | | | | | | | | | | | H27 評価 | H28 評価 | H29 評価 | H30 評価 | | | |
| 139 | スクールソーシャルワーカー活用事業・スクールカウンセラー等活用事業 | 全ての市立小・中・高等・特別支援学校にスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーを配置又は派遣します。 | 学校だけでは対応が難しいケースを関係機関等と連携して支援した延べ件数(年間) | 件 | — | — | — | — | 3,142 | A | スクールソーシャルワーカーの配置開始から4年目となる令和元年度は、11名を増員し、42名体制となりました。24名を学校に配置し、18名を市内6か所にある教育相談室に配置し、教育相談体制の充実を図りました。人員の増員に加え、各学校においてスクールソーシャルワーカーが「チーム学校」の一員となり、積極的に家庭訪問を行ったり、関係機関との連携を行ったりした結果、目標値を上回る結果となりました。 | 複雑化・深刻化する児童生徒の抱える問題に対して、早期に発見し、対応し、適切に関係機関につなげていくことが、課題となっています。そのため、スクールソーシャルワーカーの支援能力向上が必要となります。児童生徒の抱える問題に適切に対応できるように、スクールソーシャルワーカーを対象とした研修会を実施することで質の向上を図っていきます。 | — | — | — | A | 計画期間内においてスクールソーシャルワーカーを増員し、児童生徒の抱える問題に対して、早期発見、早期対応ができる体制の強化を図りました。また、スクールソーシャルワーカーの支援能力向上のため、支援方法、関係機関との連携方法等について研修を実施しました。 | A | 総合教育相談室 |
| 140 | 相談者の自立支援 | DV・女性の悩み相談において、生活困窮などの家庭であった場合には、関係機関の情報提供を行い、自立支援を図ります。 | 適正な実施 | — | — | — | — | — | 実施 | A | 相談の聞き取り内容に応じて、関係機関の情報提供するとともに、必要に応じ連携が図られたため、A評価としました。 | 適切に関係機関の情報提供を行うため、関係所管開催の研修への参加、及び外部講師による所属内研修を実施し、相談員の質の向上を図る必要があります。 | — | — | — | A | DV・女性の悩み相談において、生活困窮などの家庭であった場合には、関係機関の情報提供を行い、自立支援を図ることができました。 | A | 人権政策・男女共同参画課 |